

令和7年第4回美祢市議会定例会会議録（その2）

令和7年12月8日（月曜日）

1 出席議員

1番	三善庸平	2番	竹下駿
3番	井上敬	4番	石井和幸
5番	山下安憲	6番	末永義美
7番	藤井敏通	8番	戎屋昭彦
9番	杉山武志	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	竹岡昌治
15番	村田弘司	16番	荒山光広

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	寺埜真輔
議会事務局庶務班長	中島高輝		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	清水良一
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	古屋敦子
総務企画部長	佐々木昭治	市民福祉部長	佐々木靖司
建設農林部長	市村祥二	観光商工部長	河村充展
総務企画部長	梶山英樹	地方創生監	佃侑祐
教育委員会事務局長	千々松雅幸	上下水道局長	早田忍
病院事業局管理部長	古屋壮之	消防長	中野秀爾
総務企画部次長	落合浩志	建設農林部次長	中村壽志
総務企画部総務課長	柳瀬勝美		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

- 1 戎 屋 昭 彦
- 2 三 好 睦 子
- 3 山 下 安 憲
- 4 藤 井 敏 通

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 報告します。

本日配付しているものは、議事日程表（第2号）の1件です。

報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付している日程表のとおりでありますので、協力願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、岡山隆議員、三好睦子議員を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問順序表に従い、順次質問を許可します。戎屋昭彦議員。

〔戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○8番（戎屋昭彦君） 改めまして、おはようございます。12月議会、1番バッターを務めさせていただきます新政会の戎屋昭彦です。どうぞよろしくお願いいたします。

一般質問発言通知書に従いまして質問していきますので、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

今回の質問に対しましては、前回の9月と同様に、市民の方々からいろんな相談を受けながら考えたこととございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、市内居宅系介護保険サービス提供事業所の現状と今後について質問させていただきます。

現在、美祢市は、少子高齢化が他の自治体と比較して進んでいる状況だと感じています。

また、全国的に団塊世代の高齢者の方々が80歳になろうとしておられます。

こうした状況の中、美祢市において、高齢者の方々が御子息、御息女のもとへ現状の生活環境から転出される高齢者の方もいらっしゃると思っております。

しかし、美祢市に住んで生活されておられた高齢者は、他市での生活環境になじまねず、再度、美祢に戻って来たいと思われる高齢者の方のお話を聞いております。

また、多くの高齢者は、住み慣れた美祢市の家で、最後まで安心して生活を送りたいということも考えておられるともよく聞いております。

こうした中、市としても、高齢者の健康維持管理に気をつけるために、市長がよくおっしゃっておられます美祢健幸百寿プロジェクトにより健康寿命の延伸、地域活性化を進めておられます。

しかし、全ての高齢者の方々がこの状況にはなく、日常生活を支えていただくために居宅介護サービスを受けておられます。

この居宅サービスを利用できるのは、介護保険の要介護認定1から5の認定を受けられた方でございます。居宅介護サービスを行うケアマネジャーが利用者と相談しながらケアプランを決めておられます。

介護サービスには、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスがあります。この中で、ホームヘルパーは、介護福祉士の資格を取得する研修を修了され、その後、利用者の生活を支えるために支援を行っていらっしゃいます。

そうした中で、美祢市において、現在、市の居宅サービス事業所の現状と課題について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 戎屋議員の御質問にお答えいたします。

介護保険制度は、加齢に伴って介護が必要になった人に対し、尊厳の保持と有する能力に応じ自立した日常生活が送れるよう必要なサービスに係る給付を行うことを目的として平成12年に創設され、本年で25年を迎えたところであります。

居宅系のサービスを提供する市内の事業所としては、訪問によるサービス、通所によるサービス、短期入所によるサービス、小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与などの事業所のほか、サービスを利用するためのケアプランを作成する介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーが所属している居宅介護支援事業所があります。

本年9月末現在の被保険者数は9,425人、そのうち第1号被保険者の要介護、要支援も含めまして、認定者数は1,733人、認定率は18.4%となっています。

認定者のうち、在宅で生活をされている人数は、入所及び入居系介護サービス受給者を除くと、入院中やサービス利用がない人を含めて、7割程度に当たる約1,200人と推計しております。

現在、本市で居宅系サービスを提供する事業所のうち、訪問介護事業所は6事業

所、居宅介護支援事業所は7事業所であり、利用者の在宅生活を支えていただいているところではありますが、近年、いずれの事業所においても廃止や統合により事業所数が減少しております。

廃止・統合の背景には、制度上の問題と介護人材の不足が挙げられます。

制度上の問題として、医療も介護も公定価格でございます。

これまでの介護報酬改定は、事業所への経営実態調査の結果に基づき実施されておりますが、経営の収支がマイナスであっても大幅な引上げが行われず、プラスが出れば引下げられるといったことが繰り返されております。

昨年の福祉医療機構調査では、主に介護事業を経営する社会福祉法人の2022年度経営状況において、45.8%が赤字との結果が公表されているほか、本年11月26日に開催されました厚生労働省の第42回社会保障審議会介護給付費分科会において、介護事業経営概況調査の結果が示され、居宅系サービス事業の昨年度決算は35.6%が赤字であることが報告されているところであり、これまでの調査からも、特に中山間地域や離島のある地域において、赤字事業者の割合が高い傾向にあることが指摘されているところであります。

本市におきましても、地域特性として、中山間地域の広いエリアに点在する訪問先への移動経費や物価の上昇による運営経費の増加など、事業所の厳しい経営実態を伺っており、安定的な制度運営を図ることが喫緊の課題であります。

次に、介護人材不足の背景として、介護従事者の高齢化、また、新たな担い手の確保に苦慮されているという状況があり、今後の介護サービスを継続する上で、人材確保は急務であると考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、篠田市長のほうから現状をお聞きしました。

かなりやはりそういった介護居宅サービスについては、事業所については、かなり厳しい赤字が続いているということでございますけど、今、答弁の中に、1つやはり地域が広いとか言われましたけど、今、実際現状の美祢市としましてですね、今その課題を取り巻く環境、先ほどお話がありましたように、報酬が低いとか下げられたとかいろんなことありますけど、美祢市においては、やはり地域の面積が広過ぎて、広範囲でケアマネジャー、ホームヘルパーとの訪問時間が都市部に比べて

やはり時間がかかる、移動するのにですね、やはり1日に回る件数も少なくなるか
と思います。

そうした中で、重ねた訪問介護報酬の引下げ等により、先ほど答弁ありましたよ
うに影響が出てるということですが、やはりこの前の11月の21日の新聞に、
介護報酬が来年度、再来年度ですか、来年度前倒しで一応改定をしていくという記
事が載っておりましたけど、この辺りとしまして、やはり先ほどヘルパー、ケアマ
ネジャー等高齢化が進んでるということですが、この辺り若い人々の介
護支援専門員の資格を取得してまで、やはりかなり重労働ということのヘルパーに
成り手が少ないということもあるかと思いますが、やはり今後美祢市として、そ
の人材確保が非常に困難になっ——より都市部に比べて困難になってくるかと思
います。

そうした中で、今後の介護事業サービスの提供体制についての見通しについて御
答弁いただければと思います。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 戎屋議員の御質問にお答えいたします。

介護需要の見通しについては、3年ごとに策定する介護保険事業計画により推計
をしております。

令和5年度に策定した令和6年度から3か年を計画期間とする第9期介護保険事
業計画において、訪問介護及び居宅介護支援の需要を令和7年度、令和8年度は一
旦減少するものの、高齢者人口の年齢構成から75歳以上の被保険者の数のピークが
令和12年と推計されますことから、今後の介護事業においては、減少から増加に転
じるものと見込んでおります。

サービス提供体制の見通しについては、介護事業と同様、一旦減少傾向であるも
のの今後の増加に備え、現状のサービス提供体制の維持が必要であると考えており
ます。

来年度は、第10期介護保険事業計画の策定年度に当たります。

計画策定において、第9期計画の実績を踏まえ、今後の介護需要を改めて推計し、
必要なサービスが提供できる体制を確保してまいる必要があると考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戎屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、市長のほうから、来年度とかいろんなことの御答弁いただきました。

やはり、私が冒頭申しましたように、美祢市としては、やはり高齢化——少子高齢化が進んでいる中、やはりそういった中で、ヘルパーとかいろんなこととか、事業所の閉鎖その他いろんなことで、ヘルパーの方も少なくなって高齢化ということでございますけど、もう一度すみません、その辺りのところの現状について、今、市長がおっしゃられましたけど、もう一度そのヘルパー、その他ケアマネジャーについて、もう一度、今、今後どのように考えられるか、もし御答弁できたらお願いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 戒屋議員の再質問にお答えいたします。

今、今後、人材確保等をどうやってやっていくのかという再質問でございます。

制度的な問題点として、確かに確保策、介護報酬の改定が必要でございますが、一方で、介護報酬を改定するとやはり負担——個人の負担額にも影響するわけでございます。

したがいまして、こういった中山間地域特有の問題点解決には、別に、国の支援策等も必要ではなかろうかということ要望しているところでございます。

介護報酬も3年ごとの改定でございます。これが物価高騰等タイムリーな改定に結びついてないということでございますので、消費者物価指数等をタイムリーに反映できる仕組みが構築できないかということは、国に対して要望しているところでございます。

一方で、やはり人材確保というのは、非常に苦慮——事業所においても苦慮されております。これは、単なる1事業所の問題ではなくて、これは全国的な問題でもありますし、市としても本当に大きな課題でございますし、取り組むべき課題、優先的に取り組むべき事項であるというふうに思っております。

したがいまして、市全体で、どうやって介護従事者を確保するかということ、市だけではなくて事業所の御意見も御提案をお聞きしながら、その支援策が必要だというふうに思っておりますし、今後、その方向にきちんと対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、市長のほうの答弁から、今いろんな今後のこととお聞きしました。実は、今の答弁については、次の質問とも関連があるかと思えますけど、すみません、ちょっと先にお聞きしたかったんでお聞きしました。

で、今、先ほどから申しましたように、今美祢市の現状、それから今、今後の見通しについてお聞きしました。

そうした中で、もう1つですね、今美祢市の現状で、事業所の現状がさらに事業所の経営が続く——困難が続く、必要なサービスが受けたくても受けられない状況になることが予測されると思います。当然、それはケアマネジャー、ヘルパーの高齢化によって少なくなってきたり、高齢者が増えてくるという現状があります。

そういった中で、事業所の減少の背景には、先ほどから冒頭申してますように、ケアマネジャー、ホームヘルパーの人材不足が影響してると思います。

こうした中で、後継者不足の育成が大きな要因の1つではないかと思えます。

全国的に人材不足が予測される中、都市部は報酬と仕事面から人材が集まり、中山間地においては、より厳しい状況で集まる方が難しいかと思えます。当然、先ほど申しましたように、資格を取りながら、やはり体力的に厳しい等いろんなことがあるかも分かりません。

そうした中で、例えば美祢市として、新たに例えばケアマネジャー、ホームヘルパーへの養成・育成に対する補助金か、それか育成費用とかも考えて、1人でも多くの方々に、若い人にそういったケアマネジャー、ホームヘルパーになっていただくということが考えられないかなど。やはりいろんな、当然市も財政も厳しい中、補助金その他いろんなことを取るのも難しいかと思えます。

そうした中で、こういったことを美祢市は、特に先ほどから申してますように、少子高齢化、もうとにかく団塊の世代の方が増えてきて、今からそういった介護、私もそういう年代になるんですよ。受けたくないというふうに努力はしてますけど、やはりこればかりはどうしても体のことでなるかも分かりません。

そうした中で、この居宅介護事業について、美祢市独自に対応することが厳しい中で、国・県に対して、先ほど市長の答弁がありましたように、要望、要請をしていかなければいけないと思っております。

そうした中で、再度、ここで市の課題に対する先ほどからいろんな課題が出てる

かと思えますけど、その課題に対する美祢市としての今後の取組についてお聞きしたいと思えます。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 戎屋議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、今のままだったら、制度あってサービスなしという状況にもなりかねない状況でございます。全国的にも本市に限らず、東京においても介護従事者の確保というのは非常に困難な、なかなか厳しい状況があるわけでございます。

先ほどの答弁と重複する部分もありますが、ただいまの御質問についてお答えいたします。

制度の安定的な運営に向けては、課題は大きく2点あるというふうに思っております。

1点目は、制度上の問題でございます。

先ほども申しましたように、厳しい経営環境にある事業者は物価高騰に伴う燃料価格の高騰、従事職員に対する処遇改善対応が不十分である等を懸念していますし——されておりますから、新たな補助制度の創設や介護報酬に消費者物価指数などがタイムリーに反映できる仕組みを導入するよう市長会等を通して、国に要望しているところであります。

また、中山間地域の訪問に係る移動経費支援策については、現状では介護報酬に反映される仕組みは難しいため、新たな支援策を国に要望するとともに、本市独自の支援策を検討する必要があるのではなかろうかというふうに考えております。

2点目の人材不足に対応するための本市における介護人材確保の対策として、まず、ケアマネジャーの更新制度の要件緩和について県に要望し——継続した要望を行っているところでございます。

これについては、研修時間というのが決まっておりますので、この時間を現状では山口県は長いのではないかということで、それを短くすれば短くするほどケアマネジャーが現場の対応ができますので、それは1つの収益改善策の一方策ではなかろうかということで要望しているところでございます。

また、介護職員の資格取得や資格継続の費用負担軽減策に加え、今年度、居宅系の事業所に対し介護人材を新たに雇用した場合に、就職支援奨励金を支給するとと

もに、初任者研修の実施や教育現場への周知活動等担い手の裾野を広げる取組を強化しております。

この課題は、介護需要が高まる令和12年に向け、行政のみではなく市全体で検討する必要があると考えており、関係事業所の御意見をお伺いしながら、さらなる支援策の充実に向け検討を続けているところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、市長のほうから今後の取組についてお聞きいたしました。

やはりこの問題については、美祢市だけでどうこうなる問題ではございません。当然、国のいろんな介護報酬いろんなことも、取決めも早く前倒——先ほど言いましたように、1年前倒しって言っても、本当全国に波及する金額じゃないかと思えます。

やはりそういった中で、もっと美祢市がもっと先に出て、本当住んでよかった、ここに来てよかったとかいろんなことを思えるためには、やはり美祢市独自っていったら、大変財政厳しい中ですから難しいです。

しかし、やはり高齢者にとって、先ほど私一番最初に冒頭申しましたように、この美祢市に住んでよかった、最後まで、本当にやっぱり今終活いろんなことをしていらっしゃる方もいらっしゃいますけど、私の近所でも、確かにホームヘルパー、ケアマネジャーさん来られて見ていただいた歳の方ももう亡くなられましたけど、やはりこういったことがやはり美祢市として本当にいいことじゃないかと思えます。

そうした中で、先ほど申しましたように、美祢市独自でって私は何かということをお話しましたが、やはりいろんな財政の中で、ケアマネジャー、ヘルパー、先ほど、今の看護師——看護学校行って、美祢市に戻ってくれば、奨学金を頂いたら確か3年とか5年とかすれば免除ということもあるかと思えますけど、やはりそういったことでの同じようなヘルパーになれば、先ほどちょっと市長の答弁なんかあったと思えますけど、その辺りもう一步踏み込んだ中で、何か美祢市独自のことがお答えできる範囲であればお答えしていただきたいと思えます。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 先ほどの答弁と重複いたしますけど、市独自の支援策ということでございます。

先ほど申し上げましたように、資格取得支援であるとか資格継続の費用負担軽減と、今年度は就職支援奨励金も支給を開始したところでございます。

そういった支援策につきましては、やはり事業所が求められる支援策が必要だろうということで、今、事業所とも絶えず意見交換をさせていただきながら、制度をさらなる充実に努めてまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 大変、再度お聞きして申しわけありません。

やはり私もやっぱり美祢市の方々からいろんなお話聞いてますので、やはりそういった人材を育成していくという意味で再度質問させていただきました。

やはりこの美祢市独自の対応は大変やっぱり厳しいと思います。当然県・国への早急な報酬改善、若い人々への介護事業の養成・育成をお願いしながら対応していかなければ、将来は本当大変厳しい美祢市になっていくかと思います。

こういった中で、やっぱり美祢市において、今後さらに少子高齢化が進んでいくということが予測されますので、やはり住んだ人々に対して、安全・安心して美祢市に住み続けていくことができるように、再度国・県への要望も、篠田市長のいろんなお付き合いの中で出していただけたらというふうに思って、この質問については、これで終了させていただきます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、危機管理についてでございます。

私はもう議員になってから当初から——失礼、すみません、ちょっと後ろから音がしたんで申しわけございません。私は、もともと危機管理についていろんなことをお話しさせていただき、防災無線の件もいろんなこともお話させていただきました。

そこで今、日本全国で非常に問題になってます熊についての危機管理についてちょっとお話をさせていただけたらと思います。

美祢市民が安全・安心して暮らしていくために、危機管理は大変重要な項目だと思っております。今申し上げたとおりです。美祢市における災害を未然、最小限に防ぐために必要なものです。

今回の危機管理において、全国的に毎日いろんな熊が出没してけがをした、亡く

なったということも本当に放送、報告されておられます。

こうした中で、近年、国内において熊出没による被害が発生した中、特に今年は山の近辺ではなく市街地、空港などいろんなところで本当に熊が出没して警報が出ております。

政府においても、熊被害対策を考え取りまとめるために対策パッケージとして、緊急的な対応、短期的な取組、中期的な取組を取りまとめ、新たに自衛隊、警察への協力をより進め駆除に務められていらっしゃいます。

この美祢市においても、熊出没情報が熊らしきも含めますけど、安全・安心メール及びライフビジョンで、市内の皆さんに情報が発信提供されておられます。

この熊の質問につきましては、前回9月の一般質問において同僚議員がされておられますが、ちょっと違った観点から質問させていただきたいというふうに思っております。

まず最初に、ここ近年分かる範囲でいいんですけど、熊の出没、熊らしき出没についての現状についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 本市における過去3年間の熊の出没・熊らしき動物を含む目撃情報につきましては、令和5年度は9件、うち1件が錯誤捕獲、昨年度も同じく9件、うち4件が錯誤捕獲、本年度は、11月20日現在目撃情報が10件で、錯誤捕獲はありません。

参考までに、山口県及び中国5県の状況を御説明します。

山口県自然保護課によると、本年10月末時点で、山口県においては、熊の目撃件数が昨年度と比較して半減しております。

捕獲数は16頭で、そのうち有害鳥獣捕獲が2頭、錯誤捕獲が14頭となっており、令和になり、最少数で推移しているとのことであります。

また、中国5県では、熊の目撃情報が前年度比49%、捕獲数が前年度比21%となっております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、ここ直近3年間の美祢市内での熊らしき、熊らしきというのか熊というのかちょっとよく分かりませんが、大体9件から10件、大体その

辺りということで、県内については半減いろんなことをお聞きしました。

そうした中で、この美祢市における今、今年度は今10件と申されましたけど、このあたり熊もしくは熊らしき出没状況について、市民から情報をいただいた中で、告知するまでについてのまず市民への告知方法について、流れについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 現在、市民の皆様からの熊の出没・熊らしき動物を含む目撃情報の通報を受け付け次第、農林課有害鳥獣対策室職員による現地確認を行っております。

また、錯誤捕獲などの場合には、美祢警察署、山口県美祢農林水産事務所及び地元猟友会会員の熊レンジャー隊と同行し確認作業を行い、速やかに防災行政アプリライフビジョン及び安全・安心メールを通じて、熊の出没及び熊らしき動物の目撃情報を発信し注意喚起を促しています。

同一地区内で、10日以内に5日以上熊の出没があり、人的被害発生の恐れがあると認められるなどの場合、山口県は熊出没警報を発令します。

熊出没警報が発令された場合には、山口県が熊出没緊急対策会議を設置し、発令地区内における注意喚起、広報車による広報活動、注意看板の設置等の対策を講じるとともに、侵入防止のための防護柵の設置や熊捕獲等について協議を行うこととなります。

特に、本年は東日本を中心に、熊の市街地への出没及び人身事故が発生している報道が多いことから、市民の皆様への不安も増大していることと想われますので、引き続き熊の出没及び目撃情報については、迅速に情報提供できるように努めてまいります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、熊出没に対する市民への告知方法、ライフビジョン、安心・安全メールいろんなことで、今いらっしゃるということをお聞きしました。

私がどうしてこれを、ちょっと告知方法についてお聞きしたかと申しますのは、やはり冒頭申しましたように、市民の方々からやはり熊が出た、私も当然ライフビジョン、安全・安心メール両方見てます。

ところが瞬時じゃなくて、一番ちょっと時間がかかったのはちょっとその辺りもですけど、11月の連休のときでしたかね、これが連休前に出たのが連休明けに、たしか熊が——熊らしき——ちょっと間違ったら申し訳ない。熊らしきだったと思うんですけど、そういった安全・安心メール、ライフビジョンが掲載されました。

となると、やはり今出たところが日にちがたって聞いても、やはり市民の方がどうなってるんかねというところもあったので、それでお聞きしています。

で、この辺りもう一度ちょっとこの情報に——発信についてお聞きしますけど、発信から、私どもから、見るほうからしたらタイムラグだとちょっと出たときとライフビジョン等の、これが何日かたったとき、それから翌日、朝出たのか夕方とかいろんなそういった告知方法があるんですけど、その辺りのちょっと流れについて、そのタイムラグが出るもし状況があればちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 熊の出没・熊らしき動物を含む目撃情報の通報については、平日の日中は、市民の皆様から直接、あるいは美祢警察署などの関係機関を通じて有害鳥獣対策室へ連絡ありますが、夜間及び休日につきましては、市役所宿直を通じて、担当職員に連絡が入る体制としております。

しかし、通報の中には、目撃から数時間から数日が経過した情報や目撃当時の状況報告が曖昧なものなどがあることから、情報の精査について苦慮しているところ です。

特に、夜間の通報については、担当職員の安全を確保する必要があることから、現地に出向いて、目撃者の聞き取り及び出没の痕跡等を確認することが困難なため、翌日の午前中に速やかに現地確認を行い、防災行政アプリ、安心・安全メールにて情報の発信を行っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、市村部長のほうから情報いただいて、現地確認それから美祢警察署いろんな確認した上でというお話がありました。

やはりこの辺り当然時間がかかるというのはよく分かります。しかし、何日もたつて、それ多分情報がそのとき遅かったこともあるかも分かりません。やはり、今後この辺りのことは、市民に対することも、安全・安心ということも含めまして、

出た付近の方々には、より早く知っていただくことが必要じゃないかと思います。

その辺りで、ちょっと次のほうの質問に入らせていただきますけど、現在、安全・安心メールによる情報発信を今されていらっしゃると思います。

昨年6月の一般質問において、私は音声告知方法での民間通信事業による携帯電話通信網を活用した一斉音声告知システムの利用について、一般質問をさせていただいております。市役所の本庁及び総合支所及び公民館で、合計美祢市内に13基の防災というか、音声告知があるというふうにお聞きしております。

この中で、そのときに1つの音声告知がどの範囲かってお聞きしましたら、大体300メートル範囲が告知でき、聞こえるということで御答弁いただいたかと思いません。

そうした中で、市民の安全を考えて守るために危機管理上、この告知システム、防災無線や戸別受信機により、いろんな情報伝達が市民の方々にできるんじゃないかと思います。

これは熊だけの問題ではないんですけど、やはりいろんな大雨、いろんな洪水その他があるかと思えますけど、この辺りでの告知方法の課題と対策について、このあたりの防災無線、それから——防災無線っていうんですか、告知システムと戸別受信機についての利用による発信についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） スマートフォンなどを所持されていない方の告知方法として戸別受信機の活用の御質問についてですが、議員御指摘のとおり、以前、打合せで御指摘ありましたとおり、新聞配達等の早朝から働いている方等がいらっしゃいますことから、夜間の熊の出没等の情報についても迅速な周知が必要であると認識しております。

先ほど答弁いたしましたとおり、夜間の現地確認は担当職員の安全確保が必要となりますが、画像等の確認ができ、熊の出没が明らかである場合など、緊急時には、防災行政アプリ、安全・安心メールでの情報発信に加え、戸別受信機及び屋外スピーカーを使った周知を行いたいと考えております。

ただし、戸別受信機及び屋外スピーカーを活用しての周知については、現在のところ、熊の出没が明らかな場合など、緊急時に限った使用を考えております。

市民の皆様におかれましては、山に入る際には、ラジオや熊鈴を携帯するなど、

熊と遭遇しないような対策を取っていただくこと、さらには農地や屋外での生ごみの保管や放置された農作物、果樹等は熊を誘引する要因となりますので、誘引物の管理・除去について御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、再度音声告知、それから屋外への戸別受信機についてのお話をいただきました。

やはり今ちょっとお話が出ましたように、朝・早朝・夜中っていうか明け方から作業される新聞配達の方々、それから飲料配達されるの方々、それから夜勤・早朝勤務に出られる方、いろんな方々がその辺りいらっしやると思います。

やはりそうした中で、私もちょっとお聞きしたいんですけど、夜熊が出たときに確認は当然できない、それは状況よく分かります。

ただ、その出た後に告知をする場合に、私は昼間、熊の出る時間帯もあるかと思えますけど、その時間帯によって、朝から夕方まで作業される方々が携帯でライブビジョンを見ることがなかなか厳しいっていうか、方々が外で作業される場合に、その辺りの告知について、もし熊が出没っていうかその辺りがもしあったときの、続いて、ちょっと大変失礼ですけど、もし何かいい方法が——告知の方法が昼間作業される方々にありましたら、ちょっと最後お聞きしたいと思えます。

○議長（荒山光広君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

基本は、従来から申し上げておりますが、ライブビジョンあるいは安心・安全メールのアプリを入れていただきまして携帯していただくのが最善と思えますが、緊急を要する場合には、屋外スピーカーあるいは広報車等を通じまして、該当地区を重点的に広報してまいるという方法を取ってまいりたいと思えますが、これにつきましては、他市の例等もいろいろ勉強しまして、本市に一番そぐった形での対応を取ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、市村部長のほうから、屋外スピーカー、戸別受信機をはじめ広報車によるその地域の重点的な巡回により周知して、安全・安心を努めてま

いりたいということをお聞きしましたんで安心いたしました。

やはりこの辺り、市民にとってやはり一番何が大切かという、やはり市長もよく言ってらっしゃいますように、安全・安心というのが第一だと思いますんで、やはり起きてからでは遅い。

以前、私が昔ですかね、熊の被害が1件だけ出たことがございますよね、厚保のほうですかね。その辺りも、これは罾に引っかかった熊だということだったと思いますけど、やはりこの辺り東北と比べて、こちらの熊はあまり聞くと、ツキノワグマで人を襲うことはないかも分かんないということもありますけど、あれでも凶暴になったら襲うということは、この前テレビでも言ってましたので、その辺り十分気をつけて対応、当然、これ私どもも同じように対応していかないといけないと思ってますけど、やはり警察等も含めて、一緒になって対応していただけたらというふうに思っております。

これ、最後の言葉になりますけど、今後美祿市においても、熊の出没情報発信による発信の告知が増えてくるんじゃないかなというふうなことを私は予測しております。

市内の方々も先ほど申しましたように、勤務、朝方、夜帰ってこられる方、早朝から作業される方々いろんな方々がいらっしゃいますんで、この方々のためにも安全・安心を守るために、危機管理上、情報の伝達をしっかりと対応していただければというふうに思っております。

以上で、今回、私の一般質問は少子高齢化が進む美祿市において、安全・安心で住んでいただくために、先ほどのケアマネジャー、ホームヘルパー、介護の問題、それから熊の問題いろんなこととお話しさせていただきました。今後とも一生懸命また対応してやって、また質問させていただくことがあるかも知れませんが、よろしく対応していただけたらと思います。

以上をもちまして、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔戒屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） この際、11時まで休憩します。

午前10時44分休憩

午前11時00分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○12番（三好睦子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の三好睦子です。住民こそが主人公、この立場で質問いたします。

まず、1番目として、敬老祝金の見直しについてお尋ねします。

9月の敬老の日を境に、祝賀会の在り方や祝賀会に欠席した人の祝い品のこと、また、敬老祝金について、市民の方から御意見を聞くことが多くありました。今回は、その祝金についてお尋ねいたします。

現在の敬老祝金事業は、80歳で5,000円の商品券、88歳米寿ですが、これには1万円の商品券、100歳は5万円の現金となっています。この商品券には期限があります。この商品券は全部期限内に使われているのでしょうかとお尋ねしますと、敬老祝金の商品券といった色がついていないので使われたかどうかを知ることができないということでした。期限内に使われていなかったら、ただの紙切れになってしまいます。せっかくのお祝いの気持ちが伝わらないこととなります。

この商品券について、市民の方から次のような声がありました。祝金はありがたい、お金が多いにこしたことはないね、商品券が使える年代に多くの祝金がもらえないものか、もらった商品券は地元にお返しするよ、記念品になるものを買った。また、祝金より日々の暮らしを楽しんでほしい、タクシー代の補助、高齢者のための予算に使ってほしい、祝金の全くない市もある、なくてよいから税金を安くしてほしいなどなど意見は様々でした。

100歳の5万円現金祝に——5万円現金の祝金についてもお尋ねいたしました。もらったことにこしたことはないが本人は使わないだろう、孫かひ孫に渡すだろう、なくてもいいのではないかという御意見もありました。

そこでお尋ねしますが、御祝金の商品券を有効に使ってもらうために見直しをされてはどうでしょうか。案として、複数のパターンを試算してみました。

議長、一覧表をタブレットに送信していただけますでしょうか。いいですか。

○議長（荒山光広君） いいですけど、三好議員が配信されるわけですか。

○12番（三好睦子君） 事務局、送っていただけますか。

- 議長（荒山光広君） 議長の許可を求めてください。
- 12番（三好睦子君） 許可——許可を——議長、許可をお願いいたします。
- 議長（荒山光広君） 許可いたします。
- 12番（三好睦子君） ありがとうございます。
- 議長（荒山光広君） 配信をお願いします。どうぞ。
- 12番（三好睦子君） この中では、一番上、Aの上ですけど、これは今現在の令和7年度の現在の分です。A、B、Cとありますが、Aでは、80歳が2万、88が1万、100歳はすみません、ゼロです。Bでは、80歳が1万5,000円、88が1万5,000円、合計で、予算額がAでは659万、Bでは639万、Cでは542万5,000円となっております。

このCのパターンでいきますと、80歳が1万5,000の商品券、88歳が1万円です。88歳を多くしてみました。試案では、予算額が令和7年度より約120万円多くなっていますが、健康体操や日常生活を豊かに過ごしていただく趣味等に多く参加できるように金額を多く考えました。社会参加を多くすることで、医療費の削減や介護保険事業にもプラスになるかと思えます。経済も循環することでしょう。

100歳の方には、5万円の祝金はありません。心苦しいところもありますが、急に100歳になられたわけではありません。80歳、88歳を通過してこられました。長年、社会のために尽くしてこられました。市からも県からもお祝いの品が届くと聞いています。その中に、感謝の念は十分に込められていると感じます。いかがでしょうか、お考えをお尋ねいたします。

- 議長（荒山光広君） 篠田市長。
- 市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

敬老祝金支給事業は、高齢者の福祉増進と敬老精神の高揚に寄与することを目的に、新市発足から現在まで、対象となる高齢者個人への金銭給付を行ってきた事業でございます。新市発足時に、一番サービス水準の高い旧美祢市に合わせた事業でございます。

また、令和3年度には、高齢化の進展に伴う総支給額の増加による財政への影響や県内の支給水準を考慮し、対象者を節目年齢に変更するとともに、満100歳を除き、支給方法を現金から商品券に変更しております。

本事業については、全国的に高齢化が進む中、事業を廃止または縮小する自治体

が増加しているのも一方で事実でございます。

これは、やはり高齢者数の増加や生涯活躍という観点の現代において、高齢者個人への現金給付という形ではなくて、包括的な支援体制の整備へ——整備や高齢者の交流、今議員がおっしゃったように、高齢者の交流、また、社会参加を促す形での支援が適切という方針にシフトしてきたものと考えております。

旧美祢市においては、この新——この制度っていうのは、昭和40年代後半から発足しております。当時の高齢化率っていうのは、7%から9%とも言われているわけでございます。今や、高齢化率が46%を超える本市にとっては、今後も——今後の市財政への影響も懸念するわけでございますが、本市をお支えいただいた高齢者に対する敬愛の念が薄れたわけでは決してございません。逆に、高齢者を支える介護人材の確保とか、対策に必要となる財源の確保が必要となるわけでございます。

また、県内各市の状況を比較してみますと、昨年度実績で現金・商品券・祝金の金額を含めた支給水準において、本市は県内トップクラスの状況でございます。

加えて、本市では、各地区社会福祉協議会等に対し、敬老会開催事業として補助金を交付しておりますが、この事業においても、高齢者に対しまして、記念品を贈呈されていますことから、事業目的が重複している部分もあるとも一方では言えません。

このような状況も踏まえまして、敬老祝金支給事業が本当に高齢者のためになっているのかも含めまして、また、いろんな部分で高齢者支援策も講じる必要がございますので、これについては、総合的な見直しは必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 総合的な見直しが必要ということなんですが、先日私この100歳に必要な予算は——100歳——必要な予算は幾らかということで、約100万ぐらいじゃない——22人で100万ぐらいの予算なんですって言いましたら、このぐらいのお金の工面はできないのかねと言われてましたが、これは高齢者いじめではないかという声も伺いました。それで後期高齢といわれる75歳以上の方を対象にアンケートを取られたらどうでしょうか、お考えをお尋ねします。市長の考えをお願いします。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

それは検討させていただきますが、一方で、アンケートを取るとやはり給付は1人でも多い、1円でも多いっていうのが事実ではなかろうかと思えます。

一方で、負担する側の御意見というのも必要でございます。やはり当事者目線、また、逆に納税者目線という観点も必要ではなかろうかと思えます。そういった部分も含めて、やはり総合的な視点に立った制度の見直しが必要だろうと思えます。高齢者をどう支援していくかという総合的な視点でございます。

その総合的な視点に立って、私の責任において判断をさせていただきたいと思えますし、一方で、議会側には十分相談をさせていただきたいと思えますし、併せて、住民の方にも説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） アンケートの件ですけれど、100歳が二十二、三人おら——22人で100万、この100歳についてだけでもアンケート取ら——アンケートは大げさですかね、お声を聞いていただけたらいいと思えます。そして、変更される場合は、その変更にあたって、過渡期にある方たちに極力不平等がないような実施日の設定とかを御配慮いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

次に、国民健康保険税についてお尋ねします。

国保加入者の困窮世帯で、医療機関での窓口負担が10割になる場合の対応についてお尋ねいたします。

国保税の滞納世帯には、従来は被保険者資格証明書が交付されていましたが、これが廃止され、窓口負担が10割全額負担となります。困窮世帯にとって、10割負担は本当に苛酷でとても医者にはかかれない、具合が悪くても我慢するという状況ではないかと思えます。その結果、病状が悪化したとか手後れになったとかでは大変です。

この10割負担について、国会で我が党の日本共産党国会議員の論戦で、当時の石破総理は、令和7年10月から自己負担が困難だと申出があれば、自治体の判断で3割負担にできるようにすると答弁しておられます。厚労省はこの旨を、事務連絡を全国の自治体に通達しています。自治体の判断という通達で、美祢市ではどのよ

18歳以下の子どもについて全額免除となるのです。開始時期は2026年4月1日ですから、具体的には令和8年4月——2026年4月の保険料、5月分納付分からですが、これが適用されるとのことです。

この制度改正は、2023年12月に閣議決定がされ、子ども未来戦略の「加速化プラン」に基づくもので、少子化対策の一環として、子育て世代の経済的負担を軽減することを目的とするとあります。

私が得た情報は2026年ですが、2027年からという資料もあるとのこと。2026年、来年の4月ですから、それから——来年の4月から実施となれば、私ごとにかく言うことはありません。もし、この2027年、令和9年からであれば1年先になります。この間に美祢市では、子どもの均等割の撤廃を先行して実施していただきたいのです。

国保世帯は、昨年度では——令和6年——国保世帯は令和6年、昨年ですね、6年10月末で3,051世帯、このうち未就学児童世帯、小学校に上がるまでの世帯なんですが、これが39世帯で42人ということです。小学1年生から高校18歳までの世帯数は84世帯で140人です。

これらを全額免除にすると試算をしてみました。42人掛ける——1年生になるまでは半額ですから、42人掛ける1万9,000円で79万8,000円、そして1年生から高校生までは140人ということで、これは半額では——半分——半額ではないので、3万8,000円いるわけですが、これが532万円です。これを合計してみますと611万——約ですが611万が必要です。

この国保会計には、基金が2億2,000万円あります。この基金を使ってできるのではありませんか。これを例え使ったとしても、基金の残りは、まだ2億1,388万2,000円あります。市長、どうでしょうか。この1年間、国が来年の4月からやってくれればいいんですけど、27年になった場合には、1年間の空白があるので、このところを何としても611万の予算でできます。これも一般会計ではなくて国保会計からの基金からですから十分できるのではないかと思います、市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

今、制度的な説明については御説明がりましたが、あえてまた重複する部分もあ

るかもしれませんが、こちらからそれも含めて御答弁させていただきたいと思えます。

国民健康保険は、国民健康保険法に基づく国の制度であり、国民健康保険税のうち被保険者均等割は、原則として世帯の人数に応じ、世帯主が負担する仕組みとなっております。

また、未就学児の被保険者均等割については、令和4年4月から国の制度改正により、5割を軽減する措置が講じられてきたところであります。

本市といたしましては、子育て支援の観点から、子育て世代の経済的負担軽減は必要と考えておりますので、未就学児の均等割軽減措置の対象範囲の拡大及び軽減割合の拡大について、これまで市長会を通して、国に要望してまいったところであります。

現在、厚生労働省は、未就学児までとしている保険料の軽減措置の対象を高校生年代まで拡大する検討を始められており、来年の通常国会に関連法案を提出し、令和9年度からの実施を目指すとされています。

議員御発言の「子ども・子育て支援金制度」は、子ども未来戦略において「加速化プラン」が取りまとめられ、少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和8年度に創設されます。

この子ども・子育て支援金は、医療保険料と合わせて徴収することとなっており、少子化対策に係るものであることを考慮し、国民健康保険では、高校生年代の18歳以下の方の支援金均等割の全額が軽減される措置が講じられます。

また、基金の活用については、現在、被保険者数は後期高齢者医療への移行などにより減少しており、この状況は今後も続いてまいります。

また、国民健康保険——山口県国民健康保険団体連合会においては、審査支払手数料の増額やDX対応経費など、市町負担が増すことを予定されておられます。

このような状況下で、国民健康保険事業を維持していくためには、将来的な視野に立った基金の活用も検討する必要があります。

したがって、繰り返しになりますが、国民健康保険は、国民健康保険法に基づく国の制度であるため、今後も制度改正を注視するとともに、まずは、改正が行われた場合は速やかに対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 私がお尋ねしたのは、改正された場合は速やかにではなくて、改正が——もちろんこの私が調べた中では来年の4月ですけれど、今は9月——令和9年と言われました。そして、その1年間の空白があるから、そののどこを何とかかなりませんかとお尋ねしたんですけれど、そのお答えで、将来的な視野に立った基金の活用と言われました。これについてどうなんですか。この1年間の国保——いいでしょうか、ぜひやっていただきたいんですがお願いいたします。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） ただいまの三好議員の再質問にお答えいたします。

今お答えしたように、基金総額をどう——こちらとしては、安定的な国保財政の安定的な維持のためにどうあるべきかを総合的に検討してまいるといふふうにお答えしたわけでございます。

今の再質問は、六百数万だから前倒してできないかという御質問でございます。

で、一方で、今説明しましたように、山口県国民健康保険団体連合会の審査支払手数料というのが段階的に市町村負担がアップするような計画を立てられておられます。そういった部分の支払いというのにも必要になってきます。国民健康保険の仕組みが今後も維持できるかどうかとも考えながら検討はさせていただきたいと思っております。

したがいまして、基金をどうコントロールするかというのは非常に重要でございますので、その基金600万とおっしゃいましたけど、こちらとしては、支払いの部分も増額が予定されておられ——計画されていますから、それも総合的に考慮して判断してまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 本当に——御存じのように国保——社会保険協会けんぽとか組合健保などには扶養制度があつて、子どもには保険料がかかっておりません。

国保だけに子どもが——収入がないのに、赤ちゃんからもうおぎゃーと産まれればもう既にもう一人前の、収入がないのに一人前の均等割りが当たってくる——かけられ——課税されてくるわけなんですけど、こうした国保の仕組みがもちろん悪い

んですけれど、そのために子どもさんが多い——少子化を何とかしなければいけないって言いながら、子どもさんが多いと国保で高いよ、たくさんいるよこういったことでは、本当に子育て——子どもが多い世代には、本当に保険料が負担が重くなっていくので、そこは何とかしていただきたいと。

これは、市長も言われましたが、そういったことを御存じなので、国に何とかならないかと要望されたということです。そして、市民の粘り強い要望もありまして、この令和——私の調べでは26年なんですけれど、今28年、令和9年と言われました——27年からと言われましたけれど、何とかその26年からできるようにしていただきたいなど。それが無理なら、その国保のでも何とか市独自でできないかと思うんですけれど、とても今の答弁では駄目だということなんですけれど。

顧みますと、やっぱり国保が県単位化になって、日本共産党は国保の県単位はいけないと言ったんですけれど、こうしたことに市民の県——国保の県単位——1つになったことが市民に本当に負担が重くなっている一つの表れではないかと思いますが、市長会におかれまして——市長会ですね、県の市長会におかれまして、こういったことを何とかできないかと十分意見を言っていただきたいと思います。

基金を——何があるか分からないから基金をたくさんにと言われますけれど、本当に守るべきは市民ではないでしょうか。そのことを十分お考えいただいて、何としてもこの国保、私たちは、2026年からできるように国会議員を通じて、県議のほうも通じて、市民の皆さんと国民の皆さんと力を合わせてできるように頑張りたいと思っております。命と暮らしを守る共産党です。よろしくお願いします。

そして、次に移ります。

次は、入居者のしおりの区分についてお尋ねいたします。

この件については、令和7年3月の議会でお尋ねしていますが、これをさらに踏み込んでお尋ねいたします。しおりのこれですね、入居者のしおりですが、これについてお尋ねします。

この中には「社会通念上当然入居者が負担すべき」と書かれています。説明を求めます。これについて詳しく説明を求めてると、しおりのとおりのことでした。列記してある内容を読めば入居者負担が多いように感じます。街灯にしても団地と団地の間には市道があって、公共性が高いのです。それを入居者負担でいいのでしょうか。大家である市の責任ではありませんか、お尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 本市の市営住宅の管理戸数は、本年9月末現在、35団地807戸となっています。内訳としましては、公営住宅等は714戸、特定公共賃貸住宅は79戸、定住促進住宅は14戸であります。

「社会通念上当然入居者が負担すべき」と認められる費用とは、主に入居者の故意・過失、注意を払う義務である善管注意義務違反、または通常の清掃を怠ったことによる修繕費用や損耗の回復費用を指します。

具体的に申し上げますと「故意・過失による損傷の修繕費」とは、家具の移動で付いた大きな傷やへこみ、窓ガラスを割ってしまった場合の修理費などです。

また「善管注意義務違反による損耗の回復費」とは、清掃を怠ったことによる浴室やトイレ、壁などのカビや水垢、結露を放置したことによる壁や床の腐食、たばこのヤニや臭いなどです。

なお、退去時のハウスクリーニング費用や畳の表替え、襖・障子の張替えなどは、短期間の入居であっても必要となる最低限の維持管理費用として、入居者が負担すべきと考えています。

一方で、通常の使用による損耗や経年変化は、社会通念上、家賃に含まれているとみなされ、原則として市の負担となります。

住宅入居者に配布するしおりには、住宅の修繕区分について記載していますが、区分が分かりにくい場合には、各戸へお知らせしている修繕業者、もしくは市の担当職員が現地調査し判断することとしております。

なお、議員お尋ねの市営住宅団地内の街灯については、器具の設置及び改修は市が行い、電球等の取替えいわゆる消耗品の購入は入居者をお願いしているところであります。

本市の公営住宅は、団地内の共用部分の管理について、金銭管理を含めて入居者自らが行き、基本的には市は共益費の——共益費には関与していません。また、共益費の用途については、団地内の清掃、植栽管理、電球の交換などではありますが、入居者自身が役務を提供することにより、最も費用がかからない管理形態となっており、家賃に見合った合理的な管理手法であると考えています。

各地区の防犯灯においても、電球の取替えについては、地元の自治会費等で負担していただいておりますので、公平性の観点から、引き続き団地の共益費等により

負担していただきたいと考えております。

しかしながら、近年、入居者の高齢化や入居者意識も変化していますので、入居者による共同負担の原則を維持しつつ現状と課題を踏まえ、今後の共益費制度の在り方について検討していかなければならないと認識しています。

市といたしましては、入居者による負担が適正なものとなるよう空き部屋解消の施策等により、入居率向上に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 高齢化——入居者の高齢化とか入居者に変化があるとか、そういったことの——を鑑みて、共益費の在り方も検討するというお答えでした。ありがとうございます。よろしくお願いします。

本当にもう入居者も少なくなって共益費も本当に少ないと、大変だと伺っております。器具が悪ければ業者にと、器具——電球そのものが悪ければ市がやるけれど、電球の入替えは入居者でということなんですが、これはちょっと特定になってしまいますけれど、美東の三本松の住宅の1、2とありまして、その隣に3棟があるわけなんですけど、ここの渡り廊下ではありません——橋ですかね、かなりあるんですけど、そこのところが以前はとんとんとんと1個か2個ついていたんですけど、今は全くついてないよと思うぐらい真っ暗なんです。そうしたところで暗いのです。

入居者の方が電柱に上って、これは器具なんだろうか電球なんだろうかって調べるわけにはいきません。もちろん高齢化です。若い方もおられますけど、なかなかそういったお仕事もありまして大変だろうと思うんですが、そうした器具が悪いのではないかと調べることは、市では対応できないものでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒山光広君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいまの事案につきましては、現地を調査いたしまして、適切に対処していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） よろしく申し上げます。そして、私、夜、下領住宅に行ってみました。明々と灯がついているんです。何これ、この違いは何だろうと思わず

——思わず声、えっと思ったんですけれど、本当にそれこそ誰も明るいまちに住みたいと思いますので、この違いは何とかしていかなければならないと思います。よろしくをお願いします。

で、表の2番目なんですけど、カビや結露についても、入居してみないと分かりません。ガスや——ガスの交換器、水道等の不具合も、入居して生活してみないと分かりません。入居してみて、生活をしてみて湿気やカビで——カビ、結露などで問題が出ています。改善を求めると、しおりのとおりで入居者負担ですよと、回答では——このような回答では納得いきません。

こうした入居者さんの苦情や改善を求める声が多くあることを知りましたので、私たちは、何とか住みよい住宅にしたい、この住みよい——定住——美祢市に定住していただきたい、この思いで、この春から美東町の市営住宅を対象にアンケート調査をさせていただきました。

アンケートの御意見の中では、本当に湿気が多くて天井や壁にカビがあると、壁が落ちかかっているところも、いつか担当の方にも写真を見せしましたが、そういったことのカビによる本当に生活が大変なことがあります、状況があります。こうしたことで、カビが元で喘息を誘発しては大変です。何とかしていただきたいのです。

また、入居所前——入居する前から換気扇が汚れていたという報告もありました。この換気扇の交換の清掃についてお願いすると入居者負担だと言われましたが、この使用料の区分では、入居者ではなく美祢市となっています。

また、壁や結露が生じるのは、建築工法や定年劣化が原因で不具合が生じたもので、市の責任ではありませんか。結露について、3月議会の答弁では、特段の事情により結露が多い部屋につきましては、現地を確認の上、補修等の対策を含め検討すると答弁をいただいております。

これについて、美祢市に住んで——これについて、改善策として、隣の部屋に移動してもいいよというような返事も——御回答もいただいておりますが、入居者の方へ通知があったようですが、隣に移ってもまた同じであっては意味がないと、だから不安で——不安があるということでした。

これに対して、この代替案というのはないのでしょうか。もうそのところは、もうこうしたことで建築工法とか、もう市ではどうにもならないと、こういったこと

であれば使用料をどうかするとか、代替案が考えていただけないものかと思うのです。

美祢市に移住・定住していただくためには早期の改善が必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒山光広君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） カビや結露についてであります。市営住宅に限らず、住宅では、隙間が少なく自然換気が十分できないため、一般的に、暖房器具を使用する冬季や湿気の多い梅雨時期には結露が起りやすく、特に北側の壁などに多く見受けられます。

これらのことは、避けがたいことであるため、入居者の方にはお手数をおかけしますが、部屋の換気、結露が発生した場合の拭き取りをお願いしているところです。

本年3月の——3月定例会の一般質問では、まず、入居者の方による湿気対策を講じていただいた上で、特段の事情によりカビ・結露が多い部屋については、現地を確認の上、補修等の対策を含め検討してまいりたいと考えておりますとお答えをしております。

議員御指摘の部屋について、湿気の原因を特定する必要がありますので、再度部屋を確認させていただき、その上で、補修等の対策を含め検討してまいりたいと考えております。

また、換気扇の交換か清掃についてであります。議員御指摘の案件につきましては、詳しい内容をお聞きしませんと状況等が分かりませんので、この場で回答することは差し控えさせていただきますが、戸棚や流し台などの建築物及び換気扇器具、換気扇排気フードなどの設備の修繕については、その原因を調査した上で、市の負担で行い、日常管理不足による故障については、入居者の負担で行っていただいているところであります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 結露なんですけれど、結露について、本当にこの建築工法です。ね、建築——これに、建築工法に問題があると思うんですけど、その対策をと言われましたけれど、窓を開けて出るわけにはいかないと。かといって、ネットで調べたわけですが、結露を防ぐには、窓ガラス二重の——二重窓ガラスはもちろんオ

ッケーなんですけれど、そのようにしたり、それからガラス1枚でもシールを張ったりすれば防げるというのがありまして、やはりそれを張ったから結露がひどくなったと指摘があったんですけれど、それは間違いだということをちょっとお伝えしたいんですけれど。

いろいろ入居されて——される前なんですけれど、きれいに、完璧に——先ほど換気扇のこと言いましたけど、換気扇とか戸棚とかもう本当に——畳の例もありましたけれど、本当に入って、これでオッケー、使用料も頂ける、快適な暮らしがしていただけるというような確認をするべきではないかと思った次第です。

そして、次に移りますけれど、住宅敷地内の樹木の剪定について、これについても市で——このしおりを見れば、市で行う旨が記述されていますが、剪定をしてほしいと話せば剪定はしないと、根本から切る等とのことでした。1階の住宅の植木は目隠しの役割で建設当時から植えられたものだと思います。根本から切るのでは、このような対象で——対応でいいのでしょうか。

また、敷地内の空間に癒やしの緑のために植えられた木が大きくなって、落ち葉が車にかかるなど苦情も聞いております。大きな——大きく——木がですよ、大きく成長して電線に当たりかけているところもあります。また、車が通る市道にもかかりそうなものもあります。大家である市の責任で剪定するべきではありませんか、お尋ねします。

○議長（荒山光広君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 市が植えた樹木で、高木なものについては、原則として、市が剪定・管理を行いますが、低木の剪定・管理、草花の手入れ・除草については、入居者に行っていただくようお願いしております。

議員御指摘のように、枝が生い茂り、通行に支障が出ている箇所もありますので、高木の選定については、限られた予算の中ではありますが、引き続き入居者の要望・意見をお聞きしながら、優先順位により計画的に行ってまいります。

また、電線に枝が触れそうな箇所の選定については、電力会社をお願いすることとなりますが、早急に対応してまいります。

過去には、団地進入口において、樹木により見通しが悪く事故の危険性が高いという指摘から、樹木を伐採した箇所はありますが、高木や特別な事情等がない限り、樹木の剪定管理については、入居者による——入居者により行っていただいております。

ます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 木の剪定ですが、入居者の管理といっても30年以上過ぎて、現場ももちろん知っておられます——知っておられると思いますが、本当に大きくなって茂って電線にかかる、それを入居者がするというのはとても無理ではありませんか。けがでもされたらどうするのでしょうか。ぜひ、市でしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

何といっても、この美祢市に住んでいただく、移住・定住していただく、そして人口が増えていくことを誰もが望んでいると思いますのでよろしくお願いいたします。

そして、2番目の市営住宅の改善の計画についてお尋ねいたします。

近年、生活様式が大きく変化をして、トイレは洋式化、車社会です。入居者も高齢化しています。市内の市営住宅には、勾配が急で階段に手すりのない住宅があります。手すりの設置についても前回質問しておりますが、安心・安全して——答弁では、安心・安全——安全・安心して住んでいただけるようにするとの答弁でした。

階段の蹴上げの高さ、階段の蹴上の高さも高過ぎて引っかけりそうです。生活ごみを持って、また買物して重い荷物を運ぶ階段の上り下りは転倒しないかと命の危険さえ感じてしまいます。つかまるところもありません。早急に手すりを付けるべきだと——付けるべきです。先ほどの街灯の件と同じことが言えますが、けがをされてからでは遅過ぎます。安全・安心な対策を取るべきではありませんか。

ほかにも住宅の駐車場の白線を引くなどの御要望もいただきましたが、回答では、水回りなど緊急性があるものを優先させるとのことでした。手すりの設置は最優先と考えます。急いでいただきたいと思います。

私たちは、市営住宅の入居者のアンケートを基に、市長に要望書を提出して半年がたちました。その間に改善されたものもありますが、本日、全部を取上げておりませんが、未解決のものもあります。今後、住宅等の改善、改修計画、予算等はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 公営住宅の改善事業については、長寿命型、居住性

向上型、安全性確保型、福祉対応型の4つの類型ごとに、限られた財源の中で、住棟別に必要性や効果による優先順位を考慮し、美祢市住宅長寿命化計画に沿って適切に実施しています。

具体的には、主に2つの手法により、改修・修繕等を行っています。

1つ目として、国の補助事業を活用した、住宅長寿命化のための外壁改修や屋上防水改修などがあり、現地調査により劣化が進んでいるものから順次実施しています。

2つ目は、民間活力を生かした維持補修であります。

これは、市内の民間事業者が入居者から直接修繕依頼を受け、直接現場確認を行うことにより迅速な初期対応、土日、夜間も含めた緊急対応を可能とする体制を構築しています。

市営住宅の階段への手すり設置については、平成12年の建築基準法施行令の改正により義務付けられました。しかし、改正前に整備した団地については、手すりの設置義務はなく、現地調査をした結果、現在、市営住宅35団地のうち8団地、11棟について、手すりの設置が——手すりの設置の検討が必要であると認識をしております。

ただし、長寿命化計画に沿って、外壁改修やエレベーターの更新など、入居者の安全に直結する改修工事を優先している——優先して進めているため、共用階段の手すりの設置など、バリアフリー化に関する工事は未実施の状況にあります。

入居者の高齢化が進む中、手すりの設置は安全確保の観点からも重要であり、長寿命化計画の中で、引き続き検討を進めてまいります。

今後も、入居者の安全・安心の確保を最優先に、優先度を踏まえ、順次対応してまいります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） どうぞよろしく申し上げます。

一番大事なことはけがをしない、安全な暮らしができることだと思います。手すりを急いでいただきたいと思います。

次に移ります。

この美東町真名なんですけれど、白土団地なんですけれど、これが天井・壁がど

うなったのかなと思うところなんですけれど、また、これについてはまた別にお聞きをしたいと思います。この方は、もうよくならなければ、もう市外に出ていくよと言われてしまったんで心が痛んだところなんですけど、どうぞよろしく願いいたします。そして、何としても、安心して自然環境の美しい美祢市に住んでほしいと、住み続けてほしいと願っております。

そして3番目の住宅の使用料についてですが、美祢市では人口減少の対策が急がれています。多くの方に美祢市に住んでいただきたい、そのための施策が必要です。

人口定住策には、仕事と住まいと、この2つが充実していることだということです。これは、さきの藤山浩先生の言葉です。

アンケートや対話の中で、本当にこの美祢市が住みやすい、空気もきれい、景色もきれい、住み続けたい、しかし住宅が劣化してはとても大変と、使用料も下がらない——ある程度あるのかなと思ったりもしますが、入居者の人にとっては、使用料が負担——もうこんな環境なのに、使用料もそんなに変わってないと。

このデータを見ますと、この市営住宅の入居者のしおり、三本松の1、2、3、そして下領のA、B、C、D、E、F、これらは全部同じ使用料なんですけれど、この使用料について、本当に納得いかないところもあるわけなんですけれど、建築年数や住宅内の設備に差があります。一辺倒ではなく見直すべきではありませんか。経年——建築年数が経ったのとそれでないのと、使用料は変えるのが当然ではないでしょうか。

先ほども言いましたが、この使用料のデータ——すみません。いろいろ担当者——調べてみたんですけど、下領のA、B、Cは最低が1万5,700円、問題の美東の三本松なんですけど1万8,700円となっております。それぞれこのしおりでいくのではないかと思うんですが、この中には計算書もありますが、収入によっては——所得によっては違うから一概には言えないというお答えいただいておりますが、やはりいろいろと考慮していただきたいと思います。

この建築年数と使用料を考えるのは当然ではないでしょうか。建築前に——合併前に建築された下領の住宅、また築30年の住宅では、見る限りでは、この中に不公平を感じます。使用料の再検討をするべきではありませんか、お尋ねします。

○議長（荒山光広君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 本年3月定例会の一般質問でお答えしたとおり、住

宅使用料については、市営住宅の種別により家賃の算定方法に違いがあります。

具体的に申し上げますと、公営住宅の家賃の算定は、公営住宅法により計算式が定められており、入居基準を満たす低所得者については、収入、部屋の面積、建築年度等により決定しています。

なお、入居基準により収入が超過する場合には、段階的に家賃が増額し、高所得者は——高額所得者は民間住宅並みの家賃となります。

次に、特定公共賃貸住宅の家賃については、法律において「近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること」と規定されていることから、本市では、令和3年度に不動産鑑定を実施し、令和4年4月から、市内4団地の家賃を改正したところですが、今後も定期的に不動産鑑定を行い、適切な家賃設定に努めることとしています。

なお、実際に、入居者が負担する住宅使用料は、入居者全員の収入に応じて算定を行うこととし、市営住宅条例では、入居者負担額として定めていますが、本市独自の取組として、18歳未満の子どもがいる世帯については、月額3,000円を減額し、子育て支援と定住人口の増加に努めています。

最後に、定住促進住宅は、山口県住宅供給公社より払下げを受けた住宅であり、他の住宅との均衡を図りながら、市営住宅条例で家賃を定めています。

今後の家賃化改正につきましては、引き続き、ほかの住宅家賃変動を注視し検討を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 建築年数——家賃の使用料なんですけれど、建築年数が違えば当然劣化も違ってきます。合併前に建たれたのと30年前建たれた——建築されたとか、それは建築年数で違ってまいります。劣化も違います。近代的な設備が室内にあるのと、また、近代的な設備でないところもあると思いますので、一概では言えないと思います。

ただ、このしおりのとおりでとかいうことではなくて、いろんなことを現状考慮していただいて、現場を見ていただいて、そういった劣化とか近代的な設備とかいろんなことを考慮していただいて、使用料も公平——公正になるようにしていただき、この美祢市に、みんなが仲よく安心して住み続けられるようにしていただきました。

いことを述べまして、私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

〔三好睦子君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） この際、午後1時まで休憩します。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○副議長（村田弘司君） 休憩前に続き、会議を開きます。

議長が所用のため席を外しておりますので、副議長の私が議長の職を務めます。協力をお願いいたします。

一般質問を続行します。山下安憲議員。

〔山下安憲君 発言席に着く〕

○5番（山下安憲君） みね創生塾の山下です。このたびは、市民の皆さんの声を拾いながら忠実に、そして、アレンジしながら話をしたいと思います。

まず、1つ目です。

複数の中高生に、今の篠田市長にお願いしたいことは何かないかっていうふうに聞いたところですね、休みの日に思うような交通手段が見つからないとか、バスの本数が、というようなことがすぐに返答がありました。

例えば、下関や福岡方面に遊びに行きたいと思う中高生が乗り継ぎの関係で、電車や新幹線の駅までのバスの本数に——本数にちょっと不満があったりとかそういうものがあるみたいです。

実際には本当に少ないのか分かりませんが、近隣の市町や県に比べ、お世辞でも都会とは言えない美祢市ですので、遊びたい盛りの中高生にとっては、週末仕事をされている保護者の手を借りずに、行きたいところに自由に行きたいという思いは分からないではないと思います。

中高生が土日・祝日に利用できる交通手段の現状についてお尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 山下議員の御質問にお答えします。

本市における主要交通結節点は、まちの中心となる都市拠点では、JR美祢線——JR美祢駅、美東地域及び秋芳地域まちづくりセンター周辺の地域拠点では、大田中央バス停及び秋吉バス停と位置づけています。

居住地から各主要交通結節点までを結ぶ市内移動は、あんもないと号やジオタクが担い、主要交通結節点間を結ぶ市内移動は、民間路線バスとあんもないと号が共同で担っています。

また、各主要交通結節点等と隣接市を結ぶ広域移動については、現在、JR西日本による鉄道代行バスと6つの事業者による路線バスが担っています。

市内の高校へ通学する生徒の交通手段の確保につきましては、関係するバス運行事業者及び高校と協議の上、通学・通勤おすすめ線などの運行ルートや運行ダイヤを工夫しながら設定し、土日、祝日の部活動にも可能な限り対応しております。

また、ジオタクにつきましては、高齢者に限らず、市民の方であれば利用者登録を行っていただくことで、どなたでも利用することができます。土日の運行は行っていないませんが、平日のテスト期間中や夏休み、冬休みなどの長期休業期間などは、実際に高校生が利用されています。

市外への外出には、路線バスが土日、祝日もほぼ平日と同様に運行をしております。

公共交通は、利用者が減少すると路線の維持が難しくなります。通学や外出に公共交通を利用している中学校・高校の生徒の皆さんには、地域の公共交通を支える大切な存在であり、これからも、積極的に公共交通を利用していきたいと考えています。

なお、現在全線運休し、代行バスによる運行が続いていますJR美祢線については、BRT、バス高速輸送システムによる復旧を目指すことが決定しております。

今後、美祢線のBRT化に向けた検討の中で、通学や週末の外出などで美祢線を利用される高校生の意見を伺い、より便利で使いやすい交通環境の整備に努めてまいります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 山下議員。

○5番（山下安憲君） 今のお話で、ジオタクが長期休みのときにですね、中高生も利用できるということは初めて知りましたので、恐らくここで聞いている中高生も参考にはなるかと思えます。

先ほどちょっと市民の方からお聞きしたんですけども、今、平日の7時と7時15分と7時半と、美祢駅から出る朝の直行便がかなり混み合っているときがあるという

ことなので、こちらのほうを15分——特に7時15分のほうは乗れない子が出てきて
るみたいなので、ちょっとこちら改善のほうよろしくをお願いします。

今回は市民の声をダイレクトにアレンジしてお伝えしております。

次の質問にいきます。

2番目、給食費とか制服代のお話です。

OECD世界協力開発機構の統計によると、2021年の日本の相対的貧困率は15.7%で、
加盟38か国中7位という結果、厚生労働省によると、日本の子どもの貧困率は
11.5%、つまり約9人に1人が貧困であるという状況です。

また、日本は、公的な支出のうち教育費が占める割合が8%で、OECDが加盟37か
国中34位と4番目に低い水準となっています。つまり、教育における自己負担率が
極めて高いというのが現状です。言い換えれば、今の日本で子育てするのは大変だ
ということになります。

現に、美祢市民の方からも、学校給食費や制服代何とかならないかという悲痛な
叫びがあるのは、あります。市として、何か手だてはないのかお尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 学校給食の無償化については、これまでも御質問をいた
だいており、その都度、将来にわたり安定的な財源確保の見通しの下、給食費の無償
化に取り組んでまいりたい旨をお答えしております。

昨今の急激な物価高騰による食材費の高騰分については、保護者に負担を求める
ことなく市が負担し、また、経済的に困窮されている方に対しては、就学援助制度
により給食費の支援を行っております。

このたびの政府の補正予算において、来年4月から、小学校給食無償化の実施に
向けた準備の取組が盛り込まれたところであり、今後も国の動向を注視するととも
に、詳細が示された際には、速やかに対応できるよう準備を進めてまいりたいと考
えております。

次に、制服代の補助・無償化についてであります。本市では、小学校・中学校
の入学時の負担軽減策として、入学祝金の支給を行っております。

また、経済的な理由から、入学に伴う制服の準備等が困難な御家庭に対しては、
就学援助制度において、新入学学用品費の支援を行っているところです。この新入
学学用品費については、入学前の支給も可能です。

本市独自の入学祝金制度に加えて、制服代の補助・無償化の取組を実施することは、財源確保の課題や他の子育て支援策とのバランスを踏まえながら総合的に検討すべき課題であり、現時点においては、直ちに制度化することは困難であると考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） ただいまの山下議員の御質問に対し教育長が答弁したところでございますけど、若干補足説明をさせていただきたいと思えます。

この議会で、一体小学生・中学生の年間の教材費等の支払いは幾らだった——幾らなんだという御質問がかつてございました。

その中で、小学校2年生から6年生で約5万円、小学校の入学時に10万円を若干超える。で、中学校も同じような傾向があるということで、保護者負担の平準化を図ろうということで、この入学金制度、入学時に5万円——小学校入学時に5万円、中学校入学時に5万円ということで、保護者世帯への軽減策を講じたところでございます。

以上、この負担軽減策については補足説明とさせていただきます。

○副議長（村田弘司君） 山下議員。

○5番（山下安憲君） 改めて、今回は市民の声ということで、やっと聞いてほしいことを聞いてくれるのかっていう感じで聞いておられる人結構いらっしゃいます。市がそれだけ今やってることとかは今ダイレクトに聞ける状況なので、皆さん注視して聞いてると思いますので。今回は、私に対しての答弁というよりは、市民に向かったの発信というふうな意味合いでちょっと気持ちを込めていただけたらと思います。

で、学校給食にしても、制服代にしてもですね、本当に御家庭、なかなかこう苦しいとか苦しくないとかいうのはなかなか表に出しにくいところがありますので、しっかりちょっと窮状というか——を慮いというかそういったところに注意を図り——これからは図って行ってほしいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

日本の公的年金制度は、運用開始時には、現在のような少子化を想定していなかったため、現役世代が支払う保険料で高齢者世代の年金を賄う賦課方式が取られて

いますが、少子化のためにこの賦課方式、破綻しかけていと言わざるを得ません。

年金を真面目に掛け続けていれば悠々自適な老後が待っていると当初は誰もが信じて疑わなかったでしょう。国の失策が招いた、老後死ぬまで働かなきゃいけないのかという状況は当然美祢市民にも被害を与えています。

国の失策ではありますが、何とか市としてこの少ない年金だけで老後、施設などに入所できる場所を確保してもらえないかということで嘆願がありました。この件についてお尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 市内には、様々な種類の高齢者向け施設がありますが、議員御質問の趣旨は、低所得の方でも入所できる施設ということですので、比較的年金収入が少なくても入所が可能と言われている特別養護老人ホーム、そして養護老人ホームについて、こちらの2点に絞って御説明をさせていただきたいと思います。

まず、特別養護老人ホームは、常時介護を必要とし、在宅での生活が困難な高齢者に対して、生活全般の介護を提供する介護保険施設であり、入所には原則要介護3以上の介護認定が必要となります。

施設では、入浴、排せつ、食事などの介護サービスをはじめ機能訓練、健康管理及び療養上やその他日常生活のお世話を行います。

この特別養護老人ホームには、一般型と地域密着型の2種類があり、市内には、一般型が4施設、地域密着型が3施設ございます。

入所費用につきましては、介護保険では、利用者の所得段階に応じて、食費・居住費やサービス利用料の負担を軽減する制度があります。

例えば、世帯全員が住民税非課税で、預貯金が基準額以下という条件で試算しますと、要介護3から5までの方で年金額が一月当たり約6万7,000円の場合は、サービスの自己負担額に居住費と食費を含め約5万3,000円から約6万2,000円が入所費用となります。

同じく、年金額が1か月当たり約10万円の場合では、約9万4,000円から約10万3,000円が入所費用となります。

いずれの場合においても、比較的年金収入が少ない方でも入所は可能となっております。

なお、介護サービスの利用者負担の合計が限度額を超えた場合は、高額介護サービス費として、後日給付される制度もございます。

このほか理美容費や嗜好品費など身の回りのものとして、別途生活費が必要になる場合もありますが、おおむねの入所費用として御理解をいただけたらと思っております。

また、施設入所により利用料や介護保険料が払えなくなるような場合は、介護保険制度における生活保護境界層措置という制度がございます。

これは、サービスを御利用中の方が本来の利用者負担額や介護保険料を負担すると生活保護が必要となるけれども、それより低い基準の利用者負担や保険料であれば、生活保護を必要としなくなる場合に低い基準を適用するという制度がございます。

これらのように、特別養護老人ホームは、入所に当たり要介護認定が必要ですが、介護保険制度での負担軽減措置や生活保護境界層措置制度があるため、低所得の方でも入所できる施設であると考えております。

続いて、養護老人ホームは、環境上の理由と経済的理由により、御自宅での生活が困難な高齢者が市町村の措置により入所施設——入所する施設であり、市内には、美祢市共楽荘の1施設がございます。

施設では、食事や健康管理などの生活支援サービスが提供されますが、介護施設ではないため、身体的に自立して日常生活を送ることができる高齢者が対象となります。

利用者負担額は、所得に応じて39段階ございまして、最も低い段階では負担額はかからず、現在の入所措置者の利用者負担額の平均は約2万5,000円となっております。

ここまで、特別養護老人ホームと養護老人ホームに絞って御説明をいたしました。市内には、このほかにケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅といった高齢者向けの施設も設置されております。

将来的に施設入所を検討するに当たり、利用料や入所要件について不安を抱えておられる方もいらっしゃると思います。

市では、施設の情報や支援制度等についての周知、情報提供に努めておりますが、まずは、地域包括支援センターなど、市の窓口で御相談をいただきたいと思いますと考えてお

ります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 山下議員。

○5番（山下安憲君） こうやって改めて聞きますと、多分市民の方、皆さん知らなかったというふうに驚いてると思います。

実際に情報を集めるのがなかなか、自ら集めに行かないとなかなか教えてもらえないというのが公官庁だと思いますので、そういった中で、こういうふうにテレビを通じて言っていたかと、ああそっかというふうに納得していただけたんじゃないかなとは思いますが。ありがとうございます。

では、次行きます。

これ、題名は一応人と獣のというふうには書いてるんですけども、一応ちょっと農業のお話が含まれます。

先日、ある農家の方のお話で、うちの田んぼは野山に近くて動物はしょっちゅう出るし、アクセス悪くて大型の器具も入らない、おまけに法面が急で草刈りも大変なんだとおっしゃっていました。ただ、圃場整備関連の縛りがあって、やめようにやめられないんだとのいうことでした。

野山と農地との境界の話だけならバッファゾーンを設けるなどして、人間と動物のすみ分けに一定の効果があるのかもしれませんが、平地と山間部、同じ農地とはいえ、あまりにも手のかかりようが違い過ぎることは認めざるを得ない事実であります。

今後、生かす農地と生かさない農地、言い換えれば、守れる農地と守れない農地に、市としてどう向き合っていくおつもりかお尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 現在、高齢化や人口減少が加速する中で、今後、さらに農業者の減少が進み、耕作放棄地が拡大することにより、地域の農地が適切に利用・管理されなくなることが懸念されています。

こうした課題解決に向け、国は、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律を施行し、地域農業の将来像などを明確にする「人・農地プラン」を法定化しました。このプランを土台とし、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域農業経営基盤強化促進計画」いわゆる

「地域計画」を本年3月31日までに定めることとされました。

本市では、市内14地域の計画策定に向け、農業の担い手や多様な経営体など幅広く関係者に参加を呼びかけ、昨年7月から10月までにかけて地区別座談会を開催しました。その協議結果を取りまとめ、座談会参加者など関係者からの意見を踏まえて、本年3月に「地域計画」を策定したところであります。

地域計画の座談会では、農業振興地域を中心に農業利用が行われる農用地等の区域を設定するとともに、農地として維持することが困難であり、粗放的利用やより省力的で簡易な方法で管理・利用する農地、さらに山際など条件が悪く、将来的に農地として維持することが極めて困難である農地をゾーニングした目標地図を作成しております。

今後も、地域計画において、新たに維持が困難となった農地や新たな粗放的利用等で管理する農地などを地域内で把握・共有し、農業委員会や農地中間管理機構など関係機関と連携しながら、地域の皆様とともに、将来にわたり農業生産活動が可能となる地域づくりを進めてまいります。

さらに、地域全体の土地利用の中で、山際の農地を粗放的利用、または、より省力的で簡易な方法で維持することが人と獣の緩衝帯の役割になると考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 山下議員。

○5番（山下安憲君） 今のお話で、なかなか行政とか国からは言いにくいところなんですけども、諦めるとか諦めるような方向性でっていうニュアンスなのか、それ明言したら、多分いろいろと行政としてはあれなんですけども。

確かに農業を続けてくださいというそういうふうなことに対して、山間部ももうすぐに裏が山になってるっていうところと国道沿いだとかですね、平地のほうに田んぼを持ってらっしゃる方とは、どう見てもやっぱり条件が違うわけですよね。そういうところをこれから先、無理やりにでも皆さんに続けてくださいというのは酷な話で、次の離農の話にもなるんですけれども、だから、将来的につくりやすいところに集約して生産力を上げていくっていうのは、これからの行政の力の入れるところかなとは思ってますけども。

どうしても山際っていうのは、ほかの県とかそういう視察に行ってみたんですけども、確かに山際と農地等ですね、隔てるそのバッファゾーンとかつくるその間の

土地というかそういうところがあればいいんですけど、結構農地と野山がリンクしてるようなところが多いので、また、そこが耕作放棄地になったりしてるので、もうそこはもう割り切ってこれからやっていかなければ、農業ですね、効率のいい農業はできないのかなというふうな感じも見えます。

やっぱり今回こういうふうなお話をいただいた方も、本当に美東町綾木の太石っていう地区なんですけれども、もう本当に裏が山なんですね。そういったところで、農業されてる方は、もう割に合わんというふうに言われてるのはごもっともだということで、話をお聞きしました。

今のお話で、そういった方向に国も行政のほうも動いてくれているということであれば、今の話はしてよかったなというふうな感じではあります。

では、次の質問です。

次の質問も一応農業のこと関連であります。

今の問題に関連しますが、農業のやりにくさや採算、そして後継者不足に起因して、離農や荒廃農地の問題が必ず起こります。荒廃農地をなくすためには、離農を防ぐか、農業従事者を増やすことが必要ですが、農業というものが楽しく安定収入が見込めることが鍵になると思います。

このたび、国会では、躍進した参政党さんの政策の1つである農業従事者の公務員化というのが出ていましたが、これは参考にはなるのかなあとと思いますけれども、農業の在り方、民営でされるっていうの、そして個人の楽しみでやられるそういった分野と、市が何人か本当に市営として安定収入というかそれをうたい文句で募集したりするとですね、ちょっとこれ全国ニュースで注目浴びるようなそういった何か政策になるんではないかとは個人的には思いますけども、これは別として、市として、離農と荒廃農地の問題これからどういうふうにやっていくのか、解決する策はあるのかお尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山下議員の御質問にお答えいたします。

まず、ちょっと制度的な部分の変遷等も含めて説明をさせていただければと思います。

まず、令和2年3月31日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、荒廃農地の発生防止・解消等について、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接

支払制度による地域・集落における今後の農地利用に係る話合いの促進や共同活動の支援、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止解消に向けた対策を戦略的に進めるとされたところであります。

「中山間直接支払制度」は、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら多面的機能を確保するための制度で、平成12年度から実施しております。

さらに、平成27年4月からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が施行され、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払の取組が法律に位置づけられたところであります。

この法律に基づき、中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて、農業生産活動を維持するための活動を支援する中山間地域等直接支払交付金及び担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え規模拡大を後押しし、多面的機能を支える共同活動や農地、水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動をそれぞれ支援する多面的機能支払交付金を取組面積等に応じて、それぞれ交付しております。

本年度、中山間地域等直接支払交付金については、80の協定が990ヘクタールで取り組まれています。また、多面的機能支払交付金については、22の活動組織が1,437ヘクタールで取り組まれています。今後も地域の農業・農地を守り、また、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、これらの取組への支援を継続していくこととしております。

また、市の単独事業として、農地の保全や耕作放棄地抑制に向けて、景観作物の種子代補助や山口県産米の作付け促進を図るための「いきいき農地リフレッシュ事業」を実施しているところであります。

一方で、御案内のとおり、農業資材費高騰、燃料価格高騰などによる農業所得の減少、農業従事者の高齢化、担い手不足、鳥獣被害などの理由による離農と、離農に伴う荒廃農地の増加に歯止めがかからない厳しい状況にもあるのも事実でございます。食料の安定供給や国土の保全・水源の涵養等の多面的機能への影響を非常に私自身も危惧しているところでございます。

荒廃農地を防止するためには、農業所得の確保、担い手の確保、また、中山間直接支払制度、多面的支払制度の活用、有害鳥獣対策など総合的な農業対策が不可欠だと思っております。市としては、できうる限りの対策を講じるとともに、今後も国や県などの関係機関にも要望してまいりたいというふうに考えております。

確かに、中山間地域っていうのは物すごい条件が悪いのも事実でございます。食料自給率だけに目を向けるのではなくて、本当に改めて農村対策、また国土保全・水源涵養、そして良好な景観保全で進めるべきだということで、これは、私も全国の中山間地域の首長と一緒に中山間地域直接支払制度の増額であるとか、農水省の予算確保が難しかったら、環境省の面からの支援も必要ではなからうかということとは訴え続けているところでございます。これは、どうかいろんな方もそういった面で声を上げていただくことも非常に大事だろうというふうに思っております。

あと、一方で、担い手をいかに確保していくかということも大事でございます。そのためには、食べていける、本当に所得として、ある程度の所得が得られる農業の維持ということも必要でございます。

今申し上げましたように、総合的な農業対策っていうのが必要だというふうに感じておりますし、市だけではどうしても限界があるので、いろんな方がいろんな場面で、声を上げていただくことも大事だろうというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（村田弘司君） 山下議員。

○5番（山下安憲君） 農業、美祢市の基幹産業としてということで、市長もよく基幹産業の1つと言われますけれども、その基幹産業っていうのが本当に衰退というか——の一途をたどっていると思います。

ただ、ほかのやっぱり自治体とかを見て、農業——今となって改めて農業を始めるといふか方というのを支援するという施策もあって、どうしてこんなに農業が今度盛り上がってるんだらうという地域もほかにはあるわけですから、やっぱりそういうところをしっかりと、何がその地域と美祢市と違うのかとか、そういったのを分析しながら真摯に向き合ってやっていかないと、本当に農業も今やってらっしゃる方ですね、特に米作ってらっしゃる方も畑を荒らさないためにという名目の方がかなりいらっしゃいますので、そうじゃなくて、やっぱり食べていけるようになっていふうな、食べていくため、また、そして楽しくということで、意識が切り替わ

るようなそういった今後の施策とかそういったものが何かあれば、なかなか難しいんでしょうけど探していくことになるかとは思いますが。

とにかく食料安全保障という観点から、これからいろんな国際情勢も分からない状況になってきたときに、また災害とかあったときに、この美祢市の食料、お米の自給率とかこういったのは今後必ず響いてきますので、その先を見据えた施策もしっかり市長のほうで——市長とあと行政のほうで考えながらやっていかなければならないんじゃないかと、これかなり深い問題だと思いますので、どうかみんなでもよろしく願いいたします。

では、6番目の話に行きます。

最近では、本市においても、行列のできる個人商店や予約の絶えない民泊が増えてきているように思います。

まちを発展させるには、企業誘致は無論のこと、個人商店の活力こそ人を呼べる美祢市のアピールポイントであると主張する市民の方も少なくありません。

市外客の行列が絶えず、地産多少で大繁盛が期待できるそのような個人商店を量産する、つくり上げるための開業及び経営支援について、美祢市独自の施策があるかお尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） 本市では、地域経済の活性化やにぎわいの創出を図るため、市内で創業を目指す方や事業を営む方への支援を行っております。

まず、創業支援につきましては「あきない活性化応援事業」により、店舗の改修や創業に係る経費の一部を補助し新たなチャレンジを後押ししております。この事業によって、中心市街地をはじめとする市内での新規出店が促進され、地域の魅力向上にもつながっております。

また、既に事業を営んでいる方に対しましては「がんばる企業応援資金融資制度」により、貸付利率の優遇や融資に係る信用保証料を全額補給することで、資金繰りの支援を行っております。これにより、厳しい経営環境の中でも意欲的に事業を継続される市内事業者の方を支援しております。

さらに、本市では、美祢市商工会に委託して実施している「創業・承継支援事業」の中で、専門家の派遣や経営に関する中小企業診断士、商工会の経営指導員による相談対応、事業承継に向けた助言など、事業の継続と発展を支える取組を行ってお

ります。

なお、商工会では、本市独自の支援制度のほかにも国や県の支援制度の紹介もされており、創業から事業承継までの一連のプロセスを切れ目なく支援できる体制を整えられております。

今後も引き続き、商工会や金融機関をはじめとする関係機関と連携を密にしながら情報を共有し、これから市内で創業を目指す方や頑張っておられる事業者の方々に寄り添った支援を行ってまいります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 山下議員。

○5番（山下安憲君） 企業誘致という面で見れば、そんなに大きな企業が来てるわけではないんですけれども、本当に県外とかですね——の方が個人でお店をやられて爆発的に人気を博すところが多々ありますので、もう本当にそういう可能性のある土地、つまりもう——前回、一般質問のときに言われた市長の地産他消って言うこの考え方というか、そのスタイルっていうのが本当にこの美祢市に合ってるのじゃないかなというふうな気がします。

ですので、そういったやる気のあるというかこういったのをやってみたいということで、わざわざ美祢市に来てくださる方がもうすんなりとお店構えてできるようなそういった応援っていうのはこれからもうどんどんやって、そして個人商店、そういう人気のある個人商店がいっぱいできることで、大きな企業をしのぐようなそういった美祢市であるような、そういうふうになっていったら本当にいいんじゃないかと思えます。

個人の方から、これもやっぱり個人商店のほうが活力が大切だということも、これも市民の方からいただきました、声ですね。ですので、まだまだ個人商店の方、美祢市に住まれて商いをされてる方、全然諦めてなくてやるぞって思ってますので、どんどん支援のほうよろしくお願いします。

最後になります。

美東町十文字原の企業誘致は長年にわたり期待されてきた案件ではありますが、いまだに未利用地のままであり、地元の期待も薄らいでいるところであります。

企業の一括借り上げを期待するのではなく、今こそ墾田永年私財法のほうで、昔あったんですけれども、これを条例として制定し、開発した分だけ分譲していくと

いう方法はいかがでしょう。

例えば、各ハウスメーカーに民泊モデルハウス特区として割当て、美祢材を使った最先端の民泊モデルハウス展示場をオープン、さらに、それらの物件を民泊オーナーに分譲して民泊経営してもらえば、美祢市の宿泊施設不足は一気に解消されるのではないのでしょうか。

今後の美祢市の十文字原開発の方向性についてお尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山下議員の御質問にお答えいたします。

まず、本市の宿泊施設数につきましては、市場の需要に対して供給が不足しており、本市への滞在時間にも影響を及ぼしているため、本市としても大きな課題であります。

また、十文字総合開発事業用地の利活用についても大きな課題でございます。

この用地につきましては、毎年企業からお問合せをいただいているものの、現在のところ売却には至っておりません。その要因として、当該用地が未造成であることに加え、十分な工業用水の確保が難しいというふうに私どもは分析しております。

議員の御提案は、当該用地の立地条件や自然環境を最大限に活かした地域活性化につながる新しい発想だというふうに受け止めております。

一方で、ログハウスの建設や別荘地としての土地区画分譲を行うためには、造成工事、また道路整備など大規模な開発行為が必要となり、本市にとっても大きな財政負担が生じることとなります。

そうした観点から、新市発足後からこの土地に関しましては、市が主体となった開発行為は行わず、進出を希望する企業による開発を促す方針を基本としております。

この用地につきましては、引き続き企業誘致を優先しながら進めていきますが、市が「公有財産有効活用民間提案制度」を設けましたので、これについても、この土地につきましても民間活用、また民間事業者での活用やアイデアを活かされた提案を今後求めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしろ、本市にとっては、この事業用地をどう活用するかというのはずっと懸案事項でございますので、少しでも前へ進めていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 山下議員。

○5番（山下安憲君） 私も議員になってから、この十文字原、なかなかいろんな開発の方法とかいろいろと調べたり動いたりしてきましたけども、なかなかうまくいかない。それはもう何十年もそういう状態であるんですが、そう簡単にはいかないとは思いますが、今美祢市の課題がある、その課題を解決にここを使うっていうふうな発想で、いつかそういうふうな何かこう突破口が見えないかなとは思っております。

その十文字原の開発を望むお声と、そして、宿泊施設が少ないというお声を合わせて今回ちょっとアイデアとともに提示したわけですが、ぜひ、今の在り方、どうしても企業にあげないっていうふうなところの肯定概念もいつか溶かすような方向性でいっていただけたらなっていうふうには思います。

で、このたびの一般質問、本当に市民の方からこうだああだっているなもやもやをお聞きして、まだまだ今回発表できない内容もいっぱいありました。

例えば、市立病院の整形外科の先生もうちょっと優しくしてよとかですね、なかなかこう言ってもしょうがないこともあるんですね。あとはもう大正洞のお店にいっぱい車が来るのに1円も落としてくれないとか、これも、これからの世界ジオパークとともにいろんな有料化とかを図っていかなきゃいけないとか、いろいろ課題があると思います。

これからも市民の声、小さな声を聞く力ってですね、どこかで聞いたような言葉ですけども、それを受け止めて、そして市長はそれをしっかり受け止めたらもうやると言ったらやり切る、これもどこかで聞いたような言葉ですけども、しっかりそれを聞いてやるという繰り返しをやっていただけたら、今、これを見ている市民も納得していただけるんじゃないかと思えます。

小さなお話からいろいろありましたけれども、このたびは自分の言いたいこと、かなり抑えて言ったつもりでございます。以上で私の一般質問を終わります。

〔山下安憲君 自席に着く〕

○副議長（村田弘司君） この際、午後2時まで休憩します。

午後1時48分休憩

午後2時00分再開

○副議長（村田弘司君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。藤井敏通議員。

〔藤井敏通君 発言席に着く〕

○7番（藤井敏通君） 会派みらいの藤井敏通です。今日は、2つのテーマについて質問をさせていただきたいと思っておりますけども、本題に入る前にですね、市長、ちょっとクイズ、今、NHKで視聴率が爆上がりの番組があるんですけど、何か御存じですか。御存じない。

今、国会が非常に注目されてます。高市政権になりまして、若い人、特に若い人がそのままの実況は見られなくても、最近ではYouTubeとかありますんですね、本当に関心を持ってらっしゃるといふふうにいるところから聞いてます。

確かに、私も今国会を見て従来の国会とはちょっと違うなど、すごく何ていうか、スピード感が出てきたと、具体的な政策の議論が出てると。首相、大臣も、質問する野党議員も政策について真剣に議論し始めたのかなあと、こんなような正直印象あります。やはりトップが変わると、これだけ雰囲気っていうか——も変わるのかなというのを本当に今まざまざと感じてます。

例えばスピード感、今まで何年も何年もかかって、繰り返し繰り返し議論になってましたガソリンの暫定税率の引下げ、これが何ともうこの国会で法律まで決まって、来年からもう税率廃止と、それまで暫定的に補助金を下げていって25円何銭ですか下げると。

それだけでなく、4月からは軽油取引税も廃止すると、これなんかは、今までのあれでは考えられません。やはりトップの意思あるいは周りの協力というか、本当に何とかするんだというのがよく分かります。それで、やっぱり若者も政治に目が向いているかなと。

やはりこの美祢市議会もぜひ市民の人がああ面白いじゃないかと、前にいくなつていうそういうふうなやはり議会にしたいと思えますし、ぜひ、そのためには、市長の指導力というかトップの英断というのが必要だと思いますんで、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思えます。すみません、前座が長くなりました。本題に入ります。

今日、最初の質問は、部活動の地域移行と地域クラブの運営についてというテーマでございます。

このテーマにつきましては、結構私、繰り返し繰り返しこの場で質問させていただいてます。と申しますのが、この部活の地域移行っていうのは、ただ単に教職員の働き方改革、これの一環とかいうそういうものではなくて、むしろ地域に移管されることですね、地域自体が活性化する、みんなで育てていこうというふうな雰囲気をつくり出す絶好のテーマだろうと思うし、ぜひ、これを美祢市の活性化のためにも実現していきたいと、そう心から思うもんですから繰り返し繰り返し質問させていただいております。

去る11月の2日に美東中学校で、美東中学校のブラスバンドの最後の定期公演会がございました。この最後の定期講演会には、大嶺中学校から友情出演ですか、そして、この春設立されましたMINEブラスバンドから応援コラボということで、大変盛り上がりました。

このMINEブラスバンドのメンバーを見ますと、小さい方は小学校3年生ですか、それからお年寄りまで団員がいらっしゃいましたけれども、皆さん、本当に楽しそうに演奏されてました。中学生も本当に楽しそうにやりました。私はこの姿を見まして、これこそが部活の地域移行の一つの未来の姿じゃないかなって思いました。やはり、市民の参加あるいはもう老若男女を問わず参加というか、非常にいい演奏会だったというふうに思います。

そこで、最初の質問なんですけれども、市長、教育長、先ほどお聞きすると、残念ながら、ちょっと別の用事があるって直接御覧になってはいないということなんですけれども、このような——MINEブラスバンドのこのような姿を見て、この地域移行——部活の地域移行ということに関連してどのように思われるか、評価されるか、まず、お聞きしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 藤井議員の御質問にお答えします。

学校部活動の地域移行につきましては、まずは学校部活動として行われている競技・文化種目の移行を進めてきたところであります。

これは、教員の働き方改革によるものだけでなく、子どもの数が減少し、特に団体競技においては、学校単独の活動としては成り立たなくなっていることから、子どもたちに様々なスポーツや文化・芸術活動に親しむ機会を将来にわたって確保していくことを念頭に、地域移行に先行的に取り組んでまいりました。

また、同時に生徒の豊かで幅広い活動と新たな価値を創出するため、Mチャレ！チャレンジスポーツ・チャレンジカルチャーと称し、日頃触れることのできない新しい活動の場を提供しております。

今年度、チャレンジスポーツとしては、アメリカで発祥し、テニスとバドミントンと卓球の要素を組合せた今話題のニュースポーツであるピックルボールを、チャレンジカルチャーとしては、クリスマスケーキづくりの体験の場を提供することとしております。

部活動の地域移行に当たっては、ただ単に指導者を地域の方をお願いするということではなく、議員御発言のとおり、その魅力の1つとして、老若男女が参加できる新たな枠組みでの活動の構築を視野に入れております。このような考えから、まず、文化・芸術活動の受皿として、美祢市文化協会に協力をお願いをしてみました。

しかし、公民館等を活動拠点とする既存の活動団体の練習時間と子どもたちが参加できる時間帯等が異なるといった課題があり、子どもたちを受け入れることについての御理解はいただいたものの、その実現に至っていないのが現状であります。

ただし、一部の活動団体では、学校教育の中で文化活動に触れる機会を提供いただいております。

一方、ソフトテニスでは、御指導いただいている美祢市ソフトテニス連盟が子どもたちの「もっとソフトテニスをやってみたい」といった声を受け止めていただき、大人のナイター練習に子どもたちを受け入れていただいております。

これは、ソフトテニスの普及と子どもたちの一層の成長を願い、ソフトテニス連盟が主体的に取り組まれたものであります。技術力の向上のみならず、様々な大人と関わることで、子どもたちの人格形成にも大きな好影響を与えていると考えております。

さらに、美東地域においては、地域住民の皆様が地域の子どもは地域で育てるという理念の下、美東サークルを立ち上げられました。

学校部活動や地域クラブ活動に参加していない子どもたちの居場所づくりと、多様なスポーツや文化・芸術活動に触れる機会をつくっていただいております、大変ありがたく、そして心強く思っております。

この美東サークルの吹奏楽部門として、MINEブラスバンドがあります。

これは、子どもから大人までを対象としており、子どもたちの「吹奏楽をもっと

うまくなりたい」という思いと、大人の「子どもたちと一緒にやってみよう」という思いをかなえる活動として立ち上げられました。

このMINEブラスバンドは、美東地域の住民だけでなく美祢市民全体を対象としており、いわゆる市民楽団と言っても過言ではないと思っております。地域の関係者が連携し、音楽活動を支え、引退のない継続的な活動を創出していただいております。

この美東地域における取組は、本市が進めている地域移行の目指すべき姿の1つであると考えております。

このような取組が他の地域で住民主体の活動として展開されるように、生涯学習フェスティバル等において事例発表していただくなど、市民の皆様への情報提供等を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

御質問というかどうか感じられたかという御質問でございますが、先だって、移住して美東中学に入られた生徒さんに直接話す機会がございました。美東中に来てよかったと言ってもらいましたし、吹奏楽に入ってよかったと言ってもらいました。これは、やはり部活動がやっぱり地域移行から地域展開、それこそ一歩先、国の目指す姿の一歩先のあるべき姿であろうというふうに感じております。

これには、本当に地域の方の多くの方の御支援・御協力が必要不可欠でございますし、当然、学校の協力も必要でございます。この姿が本当に波及するように、改めて、市として取り組んでいかなければならないというふうに感じました。

そのほか感じたことはあるんですけど、次のまた質問がありますので、またそのときに申させていただきますと思います。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） 関連しますけども、今文科省では、部活動運営に関する新たな指針ということで指針が出ておまして、それによると、市町村が地域クラブ活動を認定すると。で、認定されたクラブ活動については、財政面など公的支援を受けることができるというふうになっておりますが、この認定制度についての美祢市

の対応についてお尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 国においては、来年度から令和13年度までを新たに改革実行期間と位置づけ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関し、国としての考え方を示すものとして、新たに部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインを策定することとされています。このガイドラインの骨子等に関する意見募集が先般行われたところであります。

この新たなガイドラインの骨子のポイントの1つとして認定制度があります。競技力向上を主目的としたチームやスクール等と区別し、質の担保等のため、国が定める要件等に基づき、市町村等が地域クラブの認定を行う仕組みを構築するものであります。

また、市町村等は、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整した上で、部活動の地域展開の方針を示す推進計画等を策定することとされております。国の新たなガイドラインが示された後に、美祢市地域スポーツ・文化活動——文化クラブ活動体制整備推進協議会において御議論いただいた上で、本市の推進計画を策定したいと考えております。現在、ガイドラインの骨子等に基づき、本市の推進計画策定に向けた準備を進めているところであります。

さらに、国の来年度概算要求では、これまで地域クラブ活動への移行に向けた実証事業として実施されてきた委託事業に代わり「部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業」として補助事業を開始することとされていますので、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 認定に対する市の対応については、ただいま事務局長が答弁したとおりでございます。

その前に、スポーツ庁・文化庁策定の部活動改革及び地域クラブの推進等に関する総合的なガイドラインの骨子っていうのがまとめられております。これは国のほうでございます。

改革の理念としては、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的

にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保充実とか、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出するとございます。

で、基本的な方針は、市町村が改革の責任主体、国は取組方針の提示、地方公共団体への支援、周知——広報周知等と基本的な方針が示されているところでございます。

留意事項として、大人を含めた人々のウェルビーイングの向上、地域社会の維持活性化、健康長寿社会の実現など多面的な効果が期待されるものでありというふうに、留意事項にもあるわけでございます。この留意事項を踏まえれば、本当に今のMINEプラスが本当に望ましい姿、もう既に達しているのではなかろうかというのがさっきの私の発言の根拠でございます。

ただ、責任主体が市町村、国は方針作成と伴走支援ではなくて、やはり国を挙げて、生涯にわたってスポーツ・芸術・文化を親しむ——楽しむために必要な資質能力を育む——能力を持つ子どもを育てるというやっぱりメッセージは必要ではなかろうかと思っております。そのためには、市町村に幅広い関係者の連携を求めるだけではなくて、国全体としての取組も一方では必要ではなかろうかと思いますし、そういうメッセージが私としてはほしいなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） ただいまの答弁というかですね、聞いておりますと、確かに、この文科省の新しい指針っていうのは骨子で、まだ、具体的なところまで詰めてはいないというのは確かにそうだろうと思えます。ただし、やはりこういうのがいずれもう法制化されるというか実際になるというのであれば、早めに準備をするというのは大事かと思えます。

実はですね、先日、このMINEプラスバンドの責任者の方とお会いすることがありました。いろいろお話をお聞きしました。運営については、かなり自信もお持ちのようでして、今の体制ですね、特に中学生を受け入れての体制というのもしっかりやっていけるというふうな、お話を聞いても思いました。

ただ、その責任者の方が何を危惧されてるかなっていうことなんですけれども、今は確かに試験期間というか、美祢市は結構この取組を集中して前広にやられてま

すので、例えば指導者への謝礼というかそういうのもあるんですけども、果たして、本当にこの地域移行がこれからもずっと永続的っていうか本当に行われるのかなというところですね、ここを心配していらっしゃいました。

そして、実際に組織の運営ということになりますと、特に指導者の確保、あるいは楽器の確保とかどうしてもお金がかかります。この財政的な基盤、これを参加者だけ負担するっていうのはとてもじゃないけど続かない。だから、この財政的——安定した財政的基盤に対して、本当に国なりあるいは市なり、責任持ってその辺の確保をしていただけるんだらうかと、ここが一番の懸念ということでございました。

国がこういう方針を出したわけですから、国として、財政的な援助をするっていうのは当たり前ですが、市独自としても、本当にこのクラブ——地域クラブを育てて、あるいはこれを中心に市の活性化を進められるっていうんであれば、やはり市としての支援のための例えば基金の設立ですとかね、その辺っていうのはやはり必要じゃないかと思うんですけども、その辺、市長あるいは教育長、財政的な援助というか、この辺はどういうふうに具体的に考えられているのでしょうか。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の再質問にお答えいたします。

当然、国の支援は必要です。これについては、市長会を通じても、全国市長会でも議題として挙げられているところでございます。本当に安定的な運営、また、その財政基盤というのは必要不可欠でございます。我々としては、国に支援を継続した一貫した、また、将来にわたって安心して我々が活動できるように財政支援を求めていかなければなりません。一方で、市のほうもそういったものが切れたとしても、はしごを外されたとしてもこれは実施していかなければなりません。

ふるさと人材育成基金等の目的とも、私は現時点では一致するというふうに考えておりますので、そういった基金の活用も含めて安定的な地域クラブ移行、また、地域クラブ移行にお引受けいただいている団体に対しまして、安心した運営ができるように支援はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） ありがとうございます。今、市長のほうからですね、仮に国からはしごを外されても市としても継続していきたい——いきますという決意を

——決意というか言っていただきましたんで、本当に安心いたしました。ぜひ、よろしく願いいたします。

それと、あと一方で、美東中のブラスバンドの最後の定期演奏会が11月の2日で行われました。で、その1日前に生涯学習フェスタのオープニングセレモニーというか、これが11月1日の日に市民会館で行われました。これには私も出席させていただいたんですけども、長年、この生涯学習フェスタのオープニングセレモニーは出てるんですけども、正直、年々それに参加される方が少なくなっているんじゃないかなというふうに思います。せっかくのフェスタですから、できるだけ多くの市民の方の参加が望まれるわけです。

そのためには、やっぱり市民が参加してみたいというふうに思えるような企画がないといかんのじゃないかなというふうに正直思います。若干マンネリ化してるといっか、毎年毎年同じことの繰り返しじゃないかなという印象を受けました。

そこで、今回この部活の地域移行に関連するんですけども、この生涯学習フェスタを今回の地域——部活の地域移行に伴って、中学生も加わったスポーツクラブとか文化クラブですね、これの日頃の練習成果を発揮するような場所っていうか、例えばスポーツクラブであれば、いわゆる近隣の市町村なんかのクラブチームを招いて対抗戦をというか大会を行うとか、文化クラブであれば、せっかくの機会ですから講演の場にするとか、やはり人が行ってみようというふうな、そういう内容を考えられたらどうかなというふうに思うわけですけども、この生涯学習フェスタの見直しということについては、市長や教育長、何か御意見ございませんでしょうか。

○副議長（村田弘司君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 生涯学習フェスタの内容の見直しにつきましては、本年11月に開催した社会教育委員会議においても様々な御意見をいただいたところであります。

この生涯学習フェスタを主催する「生涯学習のまちづくり推進協議会」において、来年度の開催に向け、これまでの単なる延長線上で開催するのではなく、受賞者の皆様、そして生涯学習として取り組んでこられた文化・芸術を発表される皆様にとって一層満足いただけるよう、また、新たな学習者を増やせるように、これまでの取組実績を踏まえ、他のイベント等のコラボレーションや議員御提案の内容も含め、

ゼロベースで在り方を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） 冒頭、クイズっていうか、最近の国会は非常に面白いという話をしましたけれどもですね、やはりしっかり検討していただくことは結構なんで検討していただきたいんですけども、検討検討で、検討で終わってしまっただけは何にもなりませんので、期限を決めて、やはりいつまでにゼロベースでこうやるというふうなその辺をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

農業振興策と米価格高騰対策ということについて質問をいたします。

この高市内閣では、自治体が自由に使える重点支援地方交付金を拡充すると、で、補正予算でも2兆円だったですか4兆円だったか充実させるということがもう新聞でも報道されてます。

それで、まず最初にこの重点支援地方交付金、これがどのようなものなのか、それが美祢市において、どのような使われ方をしているのか、そして今回、補正予算で増額ということであればですね、その増額分、どのようなまず使い方を考えられているか、市としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

御質問の物価高騰対策——物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業でございますが、これは、エネルギーや食料品価格の物価高騰により、影響を受けた生活者や事業者の支援を通じて地方創生を図るため令和5年11月に創設され、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるようにするための交付金でございます。

本事業は、低所得者支援、事業者支援、地域経済活性化、生活支援サービス充実といった国の示す推奨メニューを中心に多面的に取り組むことが可能となり、これにより、物価高騰の影響を受ける地方経済と住民生活の早期安定化を目指すものであります。

次に、これまでの実績でございます。

令和5年度には、生活者支援事業に分類される学校給食食材高騰対策支援、市民

生活支援商品券の配布や事業者に——事業者支援に分類される燃料価格・生産資材の高騰対策として、農家に対するがんばる農業——農家緊急応援事業、配合飼料に係る畜産農家緊急応援事業、中小企業に対する原油価格・物価高騰対策支援を実施しております。

昨年度は、生活者支援事業に学校給食食材高騰対策支援、市民生活支援商品券の配布、事業者支援事業では、農家に対する飼料価格や共済掛金の高騰支援に係る自給飼料生産促進事業、収入保険・園芸共済助成事業、中小企業に対する省エネ対策設備などの導入補助事業による支援を行ってきたところでございます。

本年度においては、6月補正により対応いたしました学校給食食材の高騰対策事業、保育施設に係る教育・保育施設物価高騰対策への支援、畜産に係る需給飼料生産促進事業支援を行ったところであります。

次に、高市内閣の本年度の経済対策において予定される補正予算において、従来の推奨事業メニューに、生活者支援として、食料品物価高騰による負担軽減のためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイントいわゆるおこめ券、食料品の現物支給などを実施する特別加算枠が追加されています。

また、事業者支援としては、経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審査会の目安を上回る最低賃金引き上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁などの——価格転嫁の円滑化などの支援を実施する中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備に対する事業メニューが追加されたところであります。

本市におきましても、物価高騰の影響を受けている地域・世帯に迅速、かつきめ細やかな支援を届けることを目的とし、地方公共団体の裁量により、実情に合わせて多様に実施可能な推奨事業メニューに沿った施策を展開し、拡充予定の交付金を効果的に活用してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） 今の説明でですね、非常に多岐にわたるっていうのは分かるんですけども、まず令和5年、トータルで幾らの金額だったか、6年、トータルで幾らの金額だったか、7年、現在で今度補正で幾らぐらいになりそうなのか。

その辺もし数字が分かるのであればお答え願いますし、時間がかかるというんで

あれば終わった後で結構なんで、ちょっとやはりどのぐらいの額がというのが非常にポイントだと思いますんで、分かればすぐにお答え願えますか。どうですか、分かります。

○副議長（村田弘司君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 藤井議員の御質問にお答えしますが、先ほどおっしゃいました令和5年度の数字等については今持ち合わせておりません。

しかしながら、今回の国からの重点支援地方交付金の配分——追加配分が2兆円でございますけれども、これにつきましては、令和6年度一般会計補正予算で通知されたものの、およそ物価高騰に係る分も含めまして330%ぐらいの各市への配分があるんじゃないかというふうに通知が来ておりますので、まだ額のほうについては、まだ、私どもには通知がない状況でございます。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） データが手元にないんであれば、後で、とにかく全体の金額ですね、教えていただければと思います。

それで、先ほどこの物価高騰対策、特にお米が非常に高騰してるということで、今新しい農水大臣の発言を受けてかどうか知りませんが、おこめ券をお米の高騰対策に使ったらどうかということが言われてますけれども、このおこめ券について、美祢市としてはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員のおこめ券の活用についての御質問にお答えいたします。

現時点での考えでございます。

国が最優先に取り組むこととされています物価高騰対策として、自治体が柔軟に使い道を決められる「重点支援地方交付金」が拡充され、食料品の物価高騰への対応として、おこめ券や電子クーポンの配布の推進が示されております。

本市では、これ地域によっていろいろ捉え方が様々でございます。いろんな問題がございます。500円でも440円分だとか、あと使用期限が限られているとか使う——使えるところも限られているということでございます。

そういったことをいろいろ総合的に勘案して、また、本市の生産者も多いという

状況もあるわけでございます。米を生産されている方や生産者から直接購入されている方も比較的多い状況でございます。

こうした観点から、おこめ券の——での支援ではなくて、地域経済の循環を促すため、市内商店等で利用可能な地域商品券が望ましいのではなかろうかという現時点では判断しているところでございます。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） このおこめ券につきましてはですね、私もお米の生産者の1人でございますので、はっきり言って、あんまり意味がないなあと、もうそれよりは、先ほど言われたように共通のクーポンですか、そのほうがよっぽど汎用性があるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、今回ですね、一番気になるというか問題は、要は主食であるお米を安定的に確保するっていうのが食料安保の第一歩だとすればですね、国としてもやれ増産する、やれ実情に合わせるとかいうんじゃないかって、生産者として、安心して米が生産できる——再生産できる、すなわち生産者米価というのと、消費者もこの価格なっていうことで、受け入れられる消費者米価っていうのがやはりあると思うんですよね。

もし、生産者米価っていうのは、生産コストをベースに考えるべきものですし、やはり、もし生産者米価のほうが消費者米価よりも高くなったとしたらですね、その差額を国がちゃんと補償するというふうなそういう制度をつくらなければ、この問題、抜本的な解決にはならないと思うんですよ。そういう意味で、やはり日本の農政というのはあまりにも行き当たりばったりというか、こんなに振り回されたら、生産者たまらんなというのが正直なところですよ。

したがって、どうか市としてもおこめ券というふうなことでごまかすんじゃなくて、本当に食料——お米の安定供給ということであれば、行政として、国のほうにもそういうふうなことで抜本的な改革を要求してほしいし、我々生産者としても、我々生産者のルートではっきり国に申し上げたいなというふうに思います。

で、次の質問でございます。

六次産業化推進のためのキッチンラボ施設の設置についてということでございます。

美祢市においてはですね、農業振興策として、六次産業化の推進を上げられてます。一次産品を加工して販売して、農家の手取りを増やそうというのがこの六次産業化だと私は理解しております。

実は、私も農業法人として、カボチャの生産や個人として白菜とか大根の生産しております。青果として売るだけではですね、利益も限られており、何より歩留まりも悪いですし、これを加工品、例えばカボチャであればですね、B級品をそのままじゃあ市場に売れなくてもペーストや粉末というふうな加工して、レストランあるいはお菓子屋さんとかいうところに売ることができれば、スイーツやあるいはスープの原料というふうなことでですね、付加価値があり、また、従来捨てて——捨てなければならないようなものも使えるということで、歩留まりも向上します。だから、どうしてもやはり加工というふうなことも真剣に考えざるを得ないんですけども、残念ながら、今美祢市ではですね、この試作加工する場所がないんです。

このような状況で、六次産業を推進推進と言われてもですね、本当に六次産業化が進むとは思いません。どうか、やはりこういう試作品が作れるようなキッチンラボ、これを美祢市においてもつくっていただきたいと思うんですけども、この辺について、美祢市としての見解をお伺いいたします。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 現在、本市では、食品の加工など試作品の御相談を受けた際には、山口県農林総合技術センターのオープンラボや長門市のながとラボなどの施設を御紹介しております。

御提案のありました、キッチンラボ施設の設置についてであります。施設の設置となりますと、菓子製造業や豆腐製造業等の製造業・加工業、食肉処理業等の処理業など、施設内での用途に該当する業種の許可申請が必要となります。

併せて、様々な用途に対応した加工機器の設置が必要であること、各種製造における相談を受け、アドバイスを行うなど専門知識を有する者の配置が必要であること、さらに、施設の衛生管理リーダーとなる食品衛生責任者及び食品表示責任者の選任が必要であることなどから、現在、本市がキッチンラボ施設を設置し運営を行っていく計画はありません。

しかしながら、本市では、現在、安全で安心な市内産の農林水産物等を加工し——活用し、加工、販売、サービスなどに新たな付加価値を生み出す六次産業化へ

取り組む個人、団体等に対する支援として、加工施設の新設、増改築、購入費及び施設の整備に必要な経費の2分の1以内で、上限60万円を補助する地域ブランド化推進事業に取り組んでおり、引き続き、六次産業化の推進のための取組を支援してまいります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） 今、御返答いただいた件についてはですね、事情はよく分かります。

で、実は先日、私ながとラボに行ってまいりました。やはりその施設を見ると、億単位でお金が要するというのは確かでしょう。

ただし、やはりそこで、先ほど御説明ありましたけども、美祢市でそういうことをやりたいという方があれば紹介すると、で、実際にながとラボ、結構美祢市の方が使われてますという話でした。いろいろ制約があるにしましても、本当に六次産業化を進めるといふことであればこのような加工施設の準備も考えないと、実際になかなかいいことにならないんじゃないかなと。

だから、ぜひいろいろ制約はありますけれども、それをどうやれば解決できるかということを知恵を出していただいて、本当にここで加工もできるように、そういうふうにしていただきたいなというふうに思います。

ちょっと時間ももう少ないんで、最後の質問にまいります。

今年実施されました農業センサスの速報値が11月30日ですか、発表されました。この5年間で日本の農業者人口が率で25.1%、人口で34万2,000人減ってるということです。

農業が主力産業である美祢市において、農業振興というのは、やはり最も大事な産業振興政策じゃないかなと思っておりますけども、残念ながら、先ほどの25.1%減あるいは34万2,000人の減というのは、実質あるいは人数的にも同じような状況、あるいはもっと悪い状況がこの美祢市で進んでいるんじゃないかなというふうに思ってます。

農業法人を設立ということによって、農地維持とか担い手確保ということを実施されてまいりましたけども、その農業法人自体がもう既に維持すら難しいというのが現状であります。

一方で、政府はですね、大規模化あるいはスマート農業の導入ということで、生産性の向上による農業振興を重点的に補助金出すというふうに言ってます。

で、先ほど山下議員のほうからも質問もありましたけれども、やはり農業人口がなぜ減るかっていうと、実際に農業で生計が立てられない、飯が食えないからなんですよ。飯が食えるようになれば、おのずと農業やる人は増えると思います。

で、実際にじゃあどうするかということで、私もずっと考えてまいりましたけども、1つは生産規模の拡大によって生産性の向上を図る、あるいは産地化によって高収益品を生産する、もうこの2つじゃないかなというふうに思ってます。

それで、質問なんですけれども、農業——規模拡大ってということについて、農業法人の合併再編統合による生産規模の拡大及び生産性の向上ということによる農業の振興策、これを美祢市としてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 山口県においては、平成17年から集落の担い手として集落営農法人の設立を推進し、農地の集積と生産性の向上による地域の農地とくらしを守る施策を推進されています。

しかし、法人設立から年数が経過すると不在地主の増加、構成員の高齢化と後継者不足、収益性の低下が経営課題として表れたため、県では、平成27年から集落営農法人連合体の設立及び経営支援を重点施策とされました。

美祢市では、山口県美祢農林水産事務所をはじめJA山口県美祢統括本部、市農業委員会及び市農林課の職員で構成する「美祢地域農業改良普及協議会」が設置されており、農業者の高齢化に伴い担い手不足が深刻化する中、地域の実情に即した取組を行うこととしております。

本協議会では、本年度の事業計画の重点取組事項の1つに、中核経営体の育成と経営基盤の強化を掲げ「集落営農法人の収益力向上及び担い手確保」「集落営農法人間及び広域連携活動支援」「新規認定農業者の確保育成」などに取り組むこととしております。

本年11月5日に山口県立農業大学校で開催された宇部美祢地域法人合同説明会では、本市からも農業組合法人に2者が参加され、卒業生の進路先として一考となるようプレゼンテーション及び個別相談会を行うなど、それぞれの経営体が担い手の確保に向け積極的に行動をされています。

今後も、県美祢農林水産事務所、JA山口県美祢統括本部などの関係機関と連携を図り、協議会の事業計画に基づく実効性のある取組を確実に行うことにより、集落営農法人の収益力の向上と担い手確保、法人間の連携活動の支援につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） 今の説明なんですけれども、聞いてですね、本当に総論って言うかはそうなんだろうけども、じゃあそれに沿って具体的にどんなことをされてるのかな。あるいは本当にそれで法人間の連携が進んでる、あるいは収益が上がってるというそういう実態が少なくとも少しでも伴ってるかなっていうことを考えると、残念ながら、まだまだその成果が表れていない。

というのは、やはり関係者間の連携を強化してというふうなきれいな言葉でね、もうそれで済ましてるからだと思うんですよ。もっとやはり具体的に、例えばどここの地域でもう協議会を立ち上げてやっていくとか、そういうふうなところにも一歩でも二歩でも進まない、本当にこのままだとあと5年、10年、美祢市の農業というのは壊滅的になるんじゃないかなというふうに心配してます。今、もう最後の機会じゃないかなと、ぜひ、もっと具体的に行動を起こしていただきたい。

ただ、これを行政だけにやれというわけじゃありません。私も以前法人協の会長もやりましたし、一緒にやりたいと思うんですよ。だから、ぜひ具体的に、私も行政のほうにこうしてほしい、ああしてほしいというのを具体的に言いますので、行政としても、もっと本当にじゃあやろうということで動いていただきたいというふうに思います。

やはり、具体的な行動をなくして成果はないと思いますし、本当にそれをやるかどうかというのは、ある意味、行政のトップの考え方、あるいはもう覚悟次第だろうというふうに思います。本当に今、もうこのままでは農業死んでしまいます。ぜひ、不退転の覚悟でですね、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

こう言いながらも、正直、若干虚しさも覚えるんで、ぜひ、本当に一緒に具体策に実現に向けて前に進んでいきたいと思うし、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の今回の質問を終わります。どうもありがとうございました。

〔藤井敏通君 自席に着く〕

○副議長（村田弘司君） 以上で、本日予定された一般質問を終了します。残余の一般質問については、明日と明後日行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後 2 時56分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月8日

美祢市議会議長

美祢市議会副議長

会議録署名議員

〃